

第2次 八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)

～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～



2021(令和3)年 3月
八尾市

表紙絵は、2018（平成 30）年度の「八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラム」で作成した L I N E スタンプを活用しています。

この L I N E スタンプは、人権啓発の手法の一つとして、公募市民等で構成されるフォーラム会議の中で、委員の方々が、人権について、こんな言葉を啓発したい、こんなことをみんなに知ってもらいたいという考えを出し合ってもらったものです。また、デザインには、人権啓発の催しである「ひゅーまんフェスタ」のマスコットキャラクター「ひゅーペン」を用いており、より多くの方に利用してもらい、さまざまな人権についての理解を広めていただきたいという思いで作成しました。

この L I N E スタンプは、「ひゅーペン 気持ちを伝えるスタンプ」としてご購入いただけます。

ごあいさつ



本市におきましては、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向け、2016（平成28）年に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を市民の皆様とともに策定し、人権意識の高揚にかかるさまざまな取り組みを進めてまいりました。

国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」、すなわちSDGsにおいて、「誰一人取り残さない」という理念が示される中、2021（令和3）年度には、「八尾市第6次総合計画」が新たにスタートします。総合計画においては、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」を掲げており、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らすまちづくりをめざしています。

めまぐるしく変化する社会経済情勢等の影響により、私たちを取り巻く環境も変化し、人権に関する諸問題も複雑多様化しています。これを受け、人権に関する法制度や新たな課題に対応するため、この度、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」の改定を行いました。

今後は、改定した本計画に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、施策のさらなる推進に努めてまいります。皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、熱心なご議論を賜りました八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に、心より厚くお礼を申し上げます。

2021（令和3）年3月

八尾市長 **大松 桂右**

目 次

序章	1
第1章 基本的な考え方	2
1. 人権とは	2
2. 人権教育・啓発とは	3
3. 人権教育・啓発をめぐる背景	4
① 国際的な動き	4
② 国内の状況	6
③ 八尾市のこれまでの取り組み	7
4. 計画の位置づけ	9
総合計画との関係	10
各分野の個別計画との関係	11
5. 計画の目標年次	11
第2章 さまざまな人権に関する現状と課題	12
○女性	12
○子ども	14
○高齢者	16
○障がいのある人	18
○同和問題（部落差別）	20
○外国人	23
○インターネットにおける人権問題	25
○特定の疾患に対する人権問題	27
○性的マイノリティに対する人権問題	28
○刑を終えて出所した人	29
○犯罪被害者等	30
○さまざまな人権問題	31

第3章 八尾市人権教育・啓発プランにおける	
これまでの取り組みと課題（総括）	34
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	34
(1) 学校等での取り組み	34
(2) 職場での取り組み	38
(3) 地域での取り組み	41
2. 人権教育・啓発を進めるために	45
(1) 総合的かつ効果的な推進体制の充実	45
(2) 推進体制	46
(3) 進行管理と評価	47
第4章 基本理念	48
1. このプランのめざすもの（基本理念）	48
2. 大切にしたい視点	49
3. 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）体系表	52
第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	54
第1節 学校等での取り組み	54
1. 就学前における人権教育の推進	54
2. 学校における人権教育の推進	55
3. 子どものいじめ防止等の取り組みの推進	58
4. 保育・教育関係職員への人権研修の推進	59
第2節 職場での取り組み	61
1. 企業等における人権啓発の推進	62
2. 特定職業従事者に対する人権啓発の推進	64
① 市職員等に対する取り組み	64
② 福祉関係者に対する取り組み	66
③ 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み	67

第3節 地域での取り組み	68
1. 地域に根づいた人権教育・啓発の推進	69
① 地域や学校の活動の場を活用した人権教育・啓発の推進	69
② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進	70
③ 地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進	71
④ 子どもも大人も地域で学ぶ人権教育	72
⑤ 地域における子どものいじめ防止等の取り組みの推進	72
2. 家庭における人権教育・啓発の支援	73
① 相談窓口の充実	73
② 保護者への人権教育・啓発の推進	74
3. 相互理解と交流の推進	75
① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進	75
② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進	77
③ 権利としての人権教育の支援	78
④ 多文化共生と国際交流の推進	79
4. 市民団体や研究機関による活動の促進	81
第6章 人権教育・啓発を進めるために	84
1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実	84
① 総合的な情報提供の推進	84
② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の検討	86
③ 指導者の育成	88
④ 市民との協働	89
⑤ 各種団体等との連携	90
⑥ 国・大阪府・他の市町村との連携	91
⑦ 庁内推進体制の充実	91
2. 進行管理と評価の実施	92
① 定期的な効果測定の実施	92
② 進行管理と評価の充実	92
用語解説	94
参考資料	102
※第5章・第6章の「主な取り組み」の「取り組み主体」は、2021（令和3）年度 組織機構改革による担当課名称を記載しています。	

序章

本市では、2001（平成13）年に、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んできました。また、2021（令和3）年度からはじまる「八尾市第6次総合計画」では、まちづくりの目標の1つに「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」を掲げ、人権尊重のまちづくりを進めていきます。

「八尾市人権教育・啓発プラン」は、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会から「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」を総合的に推進するための方策について、2003（平成15）年10月に答申を受け、2006（平成18）年3月に策定後、2016（平成28）年3月に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」（以下、本計画という。）を策定いたしました。

本計画においては、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていくこととし、取り組みを進めてきました。

2020（令和2）年度において、本計画の策定から5年が経過することから、社会状況の変化や法制度の整備、新たに発生している課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画等との整合性を図るため、今般、本計画の中間見直しをいたしました。

本計画を改定するにあたって、「八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会」を設置し、人権関係団体から選出された方や市民の方などの参画のもと、市民との協働で計画の策定に取り組んできました。また、本審議会では、ワーキング部会を設置し、ワークショップ形式を取り入れ、計画内容について検討を行ってきました。

また、2019（令和元）年度に、「令和元年度人権についての市民意識調査」を実施し、広く市民の人権についての現状や意識等の把握を行いました。

今後も、引き続き人権を尊重するまちづくりの実現に向けて施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画の推進に努めていきます。

1 人権とは

人権とは、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、その尊厳と権利について平等である」と「世界人権宣言」にうたわれており、「日本国憲法」においても、基本的人権の享有と法の下に平等が保障されるなど、誰もが生まれながらに持っている権利と考えられています。また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて、各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人びとが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」と述べられています。

歴史的に見ても、人権は国家権力の濫用から国民の権利を守るために形成され、具体的には憲法をはじめとする法として成文化されています。その意味で、憲法上の人権とは、国家権力に対して主張しうる権利であるといえます。そして、対国家的権利としての憲法上の人権を尊重する義務を負うのは、国家権力を行使する政府機関や公務員の側にあります。このようなことから公務員など権力を行使する立場にある者は高度な人権感覚が求められます。また、近年では、マスメディアや大企業、その他の各種団体が個人の権利を侵害する事例や私人間相互において差別や虐待といった形で起こる人権侵害などが、深刻化しています。

誰もが幸福に生きていく社会を実現するために、日常生活において人権が文化として普遍的に存在する社会の実現を図る必要があります。

2 人権教育・啓発とは

国際連合（以下「国連」という。）では、「人権教育のための国連10年」行動計画で、人権教育を「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力である」と定義しています。また、1994（平成6）年の国連決議文では、「人権教育は単なる情報提供にとどまらず、あらゆる発達段階の人びと、あらゆる社会層の人びとが、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をすべての社会で確立するための方法と手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と定義しています。

つまり、人権教育・啓発とは、学校教育だけでなく子どもから大人まで、すべての市民を対象とし、自分が大切であるのと同じように、他の人びとも大切な存在として理解し、人間としての尊厳が守られた社会を実現していくためには、どうすればよいのかを生涯にわたって学習することです。また、人権について単に知識として知るだけでなく具体的な態度や行動に現れるように、手段・方法を重視した取り組みを通じて、日常生活の中で自然に人権が守られた社会を実現していくために、市民と行政が協働して創造していく活動です。市民がさまざまな権利の主体であることを明らかにし、市民一人ひとりが、自分と他の人たちが幸せに生きていくために必要な権利について自覚し、それらの権利が侵害されないような社会をつくる必要があります。

そのためには、「①人権とは何かについて学ぶこと（人権尊重の社会をめざす教育）、②人権を守り育てていく社会や個人を育成すること（教育内容が大切であること）、③教育を受けることそのものが人権であること（教育権の保障）、④人権教育の学習過程が人権が守られた状態で展開されること（相手の人権を尊重して行われる教育）」（「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」より）といった内容を含む人権教育・啓発を進めていかなければなりません。

3 人権教育・啓発をめぐる背景

① 国際的な動き

国連では、1948（昭和23）年の第3回総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」を採択して以来、人権に関する数多くの国際規範を採択するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて活動を展開してきました。また、1966（昭和41）年の総会において、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」が採択されました。しかしながら、冷戦時代の終了後も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われていることから、1994（平成6）年の総会において、「世界人権宣言」の意義を再確認するとともに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国において国内行動計画の策定を求めるなど世界的な規模で活動が展開されてきました。

国連や国連教育科学文化機関（ユネスコ）等による人権教育・啓発に関する国際的な取り組みと連携して進めることは、これからの人権教育・啓発を進めるうえで必要不可欠です。「人権教育のための国連10年」は、2004（平成16）年12月末で終了を迎えましたが、国連は、2004（平成16）年12月の総会で、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」の開始を採択し、2005（平成17）年1月から2007（平成19）年12月末までの第1フェーズ（段階）では「初等中等教育における人権教育」に焦点をあてた取り組みを進め、さらに、その期間を2年間延長し、2009（平成21）年12月末までとしました。また、2010（平成22）年1月から2014（平成26）年12月までの第2フェーズ（段階）では、「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修」に重点を置くこととされました。さらに、2015（平成27）年1月から2019（令和元）年12月までの第3フェーズ（段階）では、「最初の2つのフェーズ（段階）の実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」を重点に置くこととされました。さらに、2020（令和2）年1月から2024（令和6）年12月までの第4フェーズ（段階）では、「青少年における人権教育の強化」に重点を置いています。

このほか、国連では2003（平成15）年から2012（平成24）年までを「国連識

字の10年」として取り組んだほか、持続可能な共生社会を作っていくために、2005（平成17）年から2014（平成26）年までを、自然環境問題はもとより、経済や政治に関する法や制度の改善などとともに、貧困や人権、女性差別、戦争・紛争など、さまざまな課題に向きあい解決していく力を育むための「国連持続可能な開発のための教育の10年」（P96）を採択し、各地で取り組みを進めました。「国連持続可能な開発のための教育の10年」では、「世界中の人びとや将来の世代までもが安心して暮らせる社会」を実現するために、地球温暖化や酸性雨などの「環境問題」、人権侵害や異文化間の衝突などの「社会的問題」、貧富格差をはじめとする「経済的な問題」等の解決が不可欠であるとされています。これらの問題の解決には民族や国境の壁を乗り越え、人びとが互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要とうたわれています。

このように、国連では、重要な人権課題についての集中的な取り組みとして、「国際の10年」や「国際年」といった取り組み、12月10日の「人権デー」といった「国際デー」などの活動が展開されています。

また、開発や安全保障と並んで人権を重要分野の一つとして取り上げており、2006（平成18）年6月に、人権委員会を一つの委員会から理事会に格上げし、人権と基本的自由の保護・促進及びそのための加盟国への勧告や、大規模かつ組織的な侵害を含む人権侵害状況への対処及び勧告など、人権に関する取り組みの充実を図っています。

2008（平成20）年12月には、「世界人権宣言」の60周年を記念して、「人権の普遍性、不可分性、相互依存性を確認し、人権の完全な実現に向けて取り組むことを再確認する宣言」を採択しました。

2011（平成23）年12月の国連総会において、すべてのステークホルダー（利害関係者）による協同の取り組みを通じて、人権教育と研修に対するあらゆる取り組みを強化すべきという強力なメッセージである「人権教育及び研修に関する国連宣言」が採択されました。

さらに、2015（平成27）年9月には、国連の総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中でSDGs（持続可能な開発目標）（P94）として、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられています。この「17のゴール（目標）」と、169

のターゲット」は、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することをめざす」と定められており、人権の実現、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント（P95）の達成の重要性が明確に示されています。

② 国内の状況

日本国内においては、国連において採択された国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結し、その趣旨に基づいて国内法を整備するなど、国際社会の一員としての役割を果たすとともに、「日本国憲法」や「教育基本法」に基づき、世界平和と人類の福祉の実現に向けた人権意識の高揚を図る取り組みを推進してきました。

同和問題（部落差別）については、1965（昭和40）年8月に出された国の同和对策審議会答申では「憲法に保障された基本的人権にかかる課題とし、その解決は国の責務であると同時に国民的課題である」とされており、その後、教育の機会均等を保障することやあらゆる差別をなくすための教育が進められ、同和教育で積み上げてきた成果を踏まえ、問題解決への実践を通してさまざまな人権問題の解決をめざす活動へと広がってきました。

一方、女性や障がいのある人などの多様性（ダイバーシティ）に対する人権問題について、国際的な動きと連動して男女共同参画社会の実現やバリアフリー（P99）に向けた取り組みなどが行われてきました。

しかし、国内の人権に関する取り組みは十分とはいえず、国連などの関係機関から、人権に関わる懸念事項について勧告を受ける中、1997（平成9）年7月に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」が策定され、人権教育の取り組みが進められてきました。

また、「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年3月に施行され、同法による人権擁護推進審議会からの答申が出されています。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が2000（平成12）年12月に施行され、人権教育・啓発の理念、国・地方公共団体・国民の責務を明らかにした基本計画の策定や年次報告等の内容が盛り込まれました。

この法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が、2002（平成14）年3月に策定され、この基本計画に基づき、国は人権教育の指導方法等のあり方を中心に検討を行い、2008（平成20）年3月までに3次にわたって「人権教育の指導方法等の在り方について」が取りまとめられました。また、2011（平成23）年4月には、基本計画に、「北朝鮮当局による拉致問題など」に関する事項が追加されました。

一方で、人権擁護及び救済については、人権擁護推進審議会から、2001（平成13）年に「人権救済制度の在り方について」、「人権擁護委員制度の改革について」の答申が出され、答申に基づき、2002（平成14）年3月に「人権擁護法案」が国会に提出されましたが、数次の国会審議を経て、2003（平成15）年10月で廃案となっています。

また、2005（平成17）年に「人権侵害による被害の救済及び予防等に関する法律案」、2012（平成24）年に「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、いずれも廃案となっています。さらに、2011（平成23）年8月には「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」が公表され、同年12月に「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表されました。国連からも国内人権機関の設置等をめざすよう勧告を受けています。

その後、国ではさまざまな人権を具体的に保障するために、2016（平成28）年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）を相次いで施行するなど、個別の分野にかかる法律の整備や人権尊重の取り組みが進められています。

③ 八尾市のこれまでの取り組み

本市では、同和問題（部落差別）の解決を市政の重要課題と位置づけ、早くから取り組んできました。「同和教育の基本方針」を1963（昭和38）年に策定した後、1967（昭和42）年6月には「八尾市同和教育基本方針」を全面改正するなど、同和教育を推進してきました。

また、1966（昭和41）年に、大阪府内においてもいち早く、「八尾市同和教育推進協議会」（現在の八尾市人権啓発推進協議会）を発足させ、1979（昭和54）年には「八尾市企業内同和问题研修推進協議会」（現在の八尾市企業人権

協議会）を発足するなど、市民や企業等に対する啓発活動の促進を図ってきました。

さらに、庁内の推進体制として、1985（昭和60）年7月に人権問題に対する市民の認識を深め、幅広い理解を促進し、人権問題の解決に資するため、八尾市人権啓発推進本部（現在の八尾市人権施策推進本部）を設置し、市民、企業等に対する啓発活動を推進してきました。

1988（昭和63）年には「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定と同時に庁内に推進本部を設置し、男女共同参画の推進を図ってきました。1990（平成2）年6月には「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定するなど、人権に関するさまざまな取り組みを実施してきました。

1997（平成9）年7月には、市長を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、総合的かつ効果的な推進を図ってきました。1999（平成11）年には2004（平成16）年までを計画期間とする「八尾市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、その後の人権施策を推進する際の基本的な指針としてきました。

2001（平成13）年3月に、すべての人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組むために「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、その後、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申を受けて、2006（平成18）年3月に「八尾市人権教育・啓発プラン」を策定しました。2016（平成28）年3月には、社会状況の変化や新たに起こっている課題などに対応するため、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を策定し、人権教育・啓発についての取り組みを総合的かつ計画的に推進しています。

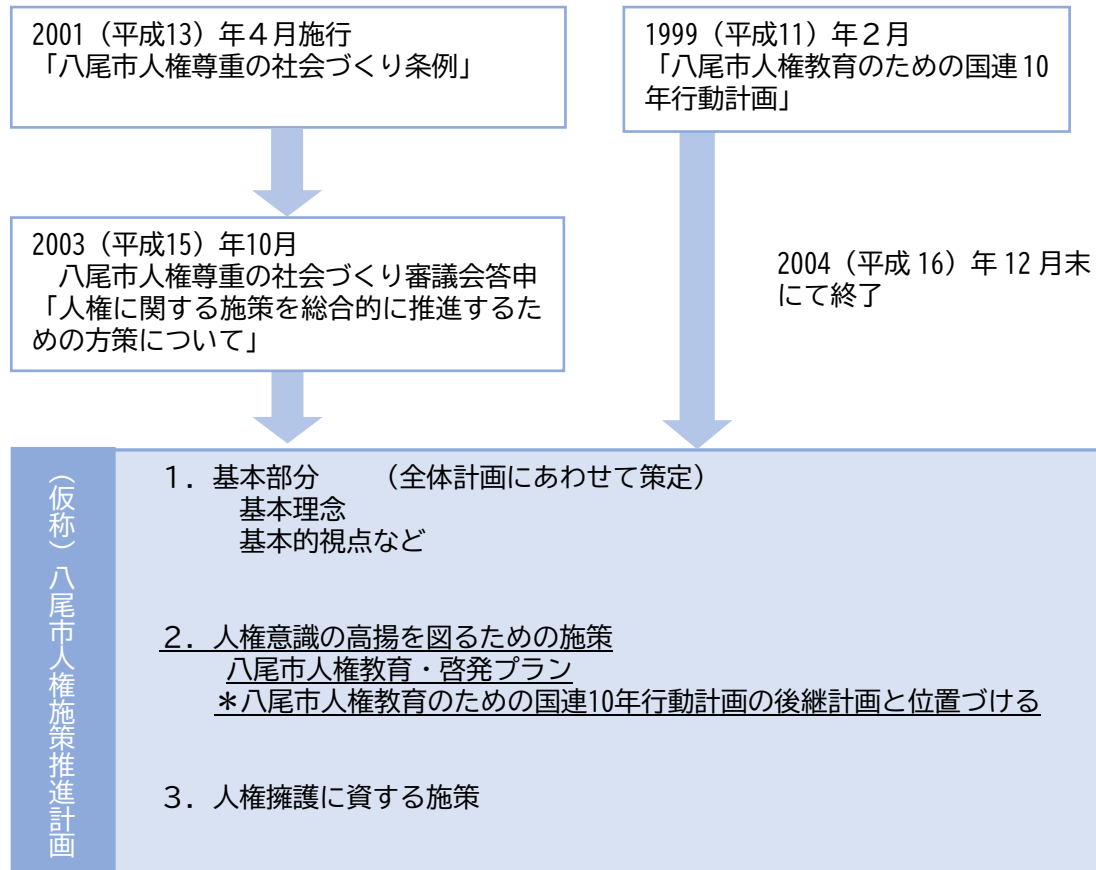
4 計画の位置づけ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条で、地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するとされています。さらに、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を推進するための方策として、八尾市人権尊重の社会づくり審議会の答申では、人権施策を推進する際の基本方向として、「人権意識の高揚を図る施策」と「人権擁護に資する施策」を掲げており、本計画はそのうちの人権意識の高揚を図るための施策の推進計画として位置づけています。

一方、人権擁護にかかる計画の策定については、引き続き国における法制化の動向を注視する必要がある、当面、具体的な取り組みとして、人権相談などを通じて、人権侵害を受ける、あるいは受ける可能性のある市民が自らの判断により課題解決ができるよう、適切な助言や情報提供などの支援を行うとともに、関係機関等との連携や協力を通して人権侵害の実態、課題や必要な取り組みの把握に努めるなど、人権擁護に資する施策を推進していきます。

なお、今回の「第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」の策定経過において、これまでの取り組み成果と到達点を検証し、今後の取り組み方向を示すことにより、本市の人権教育・啓発の取り組みを一層推進していきます。

第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）と（仮称）八尾市人権施策推進計画との関係図



● 総合計画との関係

本市では、「八尾市第6次総合計画」（以下「第6次総計」という。）において、目標年次を2028（令和10）年度とし、その将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」としています。この将来都市像を実現するために、6つのまちづくりの目標を掲げています。

6つのまちづくり目標に向けた取り組みを進めるため、34の施策を構成しており、施策No. 27「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」において、めざす暮らしの姿として「一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らしています。」などを掲げ、まちづくりを進めています。

本計画は、「第6次総計」に基づき推進します。

● 各分野の個別計画との関係

「八尾市地域福祉計画」や「八尾市教育振興基本計画」等の各分野における人権教育・啓発に関わる取り組みについては、本計画と連携しながら、各分野を主管する部局がそれぞれの施策に人権の視点を取り入れ、一体的に実施していく必要があります。

また、2015（平成27）年5月に策定した「八尾市いじめ防止基本方針」（2021（令和3）年3月改定）では、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民、その他あらゆる関係者の連携のもと、社会全体でいじめ（P94）問題の克服をめざしています。

いじめは「重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」ことから、本計画は「八尾市いじめ防止基本方針」における対策の内容と整合を図り、人権教育・啓発を推進していきます。

さらに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人など各分野の個別計画においても、人権教育・啓発に関わる取り組みを進め、本計画と連携しながら一体的に実施しています。

5 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2025（令和7）年度とします。

第2章

さまざまな人権に関する現状と課題

女性

● 条約・法制度の整備状況

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が1985（昭和60）年に締結されました。その中では、男子も女子も個人として等しく尊重されるべきとされており、国際社会における女性の地位向上に向けた取り組みが進められてきました。

わが国では、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行、その後、2010（平成22）年に「第3次男女共同参画基本計画」が策定され、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点が強調され、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）（P100）をはじめとするさまざまな取り組みが進められてきました。

2012（平成24）年には、女性の活躍における経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定されました。2015（平成27）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が施行され、女性の職業生活における活躍を推進するための取り組みが進められることとなりました。

2016（平成28）年に「おおさか男女共同参画プラン（2016 - 2020）」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」「健やかに安心して暮らせる社会づくり」「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の三つの基本方針を掲げ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

男女間の暴力に関しては、2013（平成25）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）が相次いで改正され、2017（平成29）

年には「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2017 - 2021）」が策定されました。

● 本市における取り組み

本市では、1988（昭和63）年に女性施策の基本方向を示した「男女平等を推進するための八尾市指針」の策定とともに、八尾市女性施策推進本部（現在の八尾市男女共同参画施策推進本部）を設置し、男女共同参画の推進に努めてきました。また、1999（平成11）年に、「やお女と男のはつらつプラン」を、2009（平成21）年に「第2次やお女と男のはつらつプラン」を策定し、性別による固定的な役割分担意識の解消や、男女平等・男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進、あらゆる暴力の根絶、人権としての性の尊重などのほかに、男女が対等な立場であらゆる分野に参加・参画することが確保される社会など、男女共同参画社会の実現をめざして取り組んできました。

また、2010（平成22）年には、市民や事業者・市が果たすべき役割、相互に共有しておくべき基本的な考え方等を示した「八尾市男女共同参画推進条例」を施行しました。

さらに、2016（平成28）年に「八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～」を策定し、2021（令和3）年に改定を行いました。

● 市民意識調査結果

2019（令和元）年度に、本市が実施した「令和元年度人権についての市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）においては、女性の人権で特に問題と感じる項目として、「男女ともに、働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備されていないこと」（58.6%）が最も多く、次いで「痴漢や強制わいせつ、レイプ（強姦）などの性犯罪をすること」（47.1%）、「ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）（P98）をすること」（42.7%）があげられています。

● 女性を取り巻く課題

家庭・職場・地域など社会のさまざまな場面において、性別による固定的な役割分担意識や男女が平等でないという意識が根強く残るとともに、DV、デートDV（P98）、性犯罪、リベンジポルノ（P101）、ストーカー行為やセクシュアルハラスメント（P97）などの各種ハラスメント等の問題が深刻化するほか、2019（令和元）年に世界経済フォーラムが発表した経済、教育、

政治および健康の各分野のデータから男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は153ヶ国中121位になっているなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。性別に関わりなく、互いに人権を尊重するとともに、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等に参画できるよう、取り組みを一層推進していくことが求められています。

子ども

● 条約・法制度の整備状況

1989（平成元）年の国連総会で、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、18歳未満のすべての子どもを対象として、子どもが保護の対象としてだけでなく、権利の主体であることが明確に規定されました。子どもはいかなる差別も受けず、「生きる権利」、自分らしく「育つ権利」、あらゆる虐待、放置、搾取から「守られる権利」、家族や地域社会の一員として「参加する権利」がうたわれています。

わが国では、1994（平成6）年に「子どもの権利条約」を締結し、1998（平成10）年に「児童福祉法」の改正、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）、2000（平成12）年に虐待の禁止や児童相談所への通告義務を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）や、2010（平成22）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。

2013（平成25）年には「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ（P94）防止等のための対策についての国及び地方公共団体等の責務が明確にされ、2014（平成26）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（子ども貧困対策推進法）が施行されました。

また、2015（平成27）年3月に「少子化社会対策大綱」が取りまとめられ、同年4月より、子ども・子育て関連3法に基づき、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざし、社会全体で子ども・子育て世帯を支える環境づくりを進める「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

2017（平成29）年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育

の機会の確保等に関する法律」が施行され、さらに、2020（令和2）年4月に児童福祉法等改正法が施行され、子どもへの体罰（P98）禁止が明記されるなど、子どもの権利を守る法制度の整備が進められてきました。

● 本市における取り組み

本市では、2004（平成16）年に「八尾市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる教育の場における人権教育を推進しています。また、2015（平成27）年5月には「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を基本理念に「八尾市こどもいきいき未来計画」が策定され、2020（令和2）年3月に子どもの健全育成と子育て支援、若者支援を切れ目なく総合的に推進するために「八尾市こどもいきいき未来計画」（後期計画）が策定され、子どもの権利の尊重と子どもの主体性の向上に向けた取り組みが進められています。さらに、2015（平成27）年5月に「八尾市いじめ防止基本方針」が策定され、社会全体でいじめの問題を克服することをめざして取り組みを進めています。

八尾市子育て総合支援ネットワークセンター等においては、すべての子育て家庭が安心して子育てができるためのサポートとして、相談、情報提供、地域の子育て支援、保育サービスを行っています。また、教育センターにおいては、中学校までの学校教育に関わる子どもの相談、情報提供などを行っています。

子どもの虐待への対応としては、2005（平成17）年度に「八尾市児童虐待防止ネットワーク」を設置しました。現在は、このネットワークから2007（平成19）年度に移行した「八尾市要保護児童対策地域協議会」（P101）において、関係者が連携して、虐待発生予防の取り組みを進めています。

また、2020（令和2）年4月には、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期発見・早期対応の取り組みを進めるために、市長部局に「いじめから子どもを守る課」を設置し、すべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、2020（令和2）年10月には「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定しました。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、子どもの人権で特に問題と感じる項目として、「親が子どもに虐待すること」(71.7%)が最も多く、次いで「仲間外れや無視、暴力や相手が嫌がることをしたりされたりするなど、いじめを行うこと」(62.7%)、「インターネットやスマートフォン、SNSなどでいじめや嫌がらせを行うこと」(60.9%)があげられています。

● 子どもを取り巻く課題

子どもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭やステップファミリー(P97)等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、子どもの遊ぶ時間や子どもどうしの交流機会の減少、学力格差の拡大といった子どもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。また、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、子どもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ等の子どもの性的搾取、デートDVなどのほか、子どもの連れ去り事件などが深刻な問題となってきました。

近年では、児童虐待相談対応件数やいじめ認知件数が増加する一方、経済格差の広がりによる子どもの貧困の問題が深刻さを増しており、その対策が求められています。また、インターネット、携帯電話やスマートフォンの急速な普及により、インターネットを介しての悪質ないじめ、有害サイトにアクセスすることで、子どもが事件に巻き込まれたりするなど、新たな危険から子どもを守ることも必要となっています。子どもが一人の人間として最大限に人権が尊重され、守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。

高齢者

● 条約・法制度の整備状況

1982(昭和57)年の国連の高齢化に関する世界会議において、「高齢化に関する国際行動計画」が採択され、1991(平成3)年にはその行動計画推進などを目的として、「高齢者のための国連原則」(高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の実現)が採択されました。

わが国では、2006(平成18)年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に

対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が施行され、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。

● 本市における取り組み

本市では、2018(平成30)年4月からの「第7期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、「認知症対策と高齢者の権利擁護の推進施策」等を基本施策として、生きがいつくりや健康づくりに向けた支援、見守り・相談体制の充実、認知症対策などの取り組みを推進しています。

また、2021(令和3)年度からの「第8期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」において、「高齢者が安心して暮らし続けられる社会の実現」という基本目標に「地域共生社会に向けた地域包括ケアシステムの強化」という副次目標を加えるとともに、目標の実現に向けて効率的に計画を進めます。

高齢者あんしんセンター(八尾市地域包括支援センター)においては、介護サービスに関する相談や虐待、「成年後見制度」に関する相談など、高齢者が地域で安心して暮らし続けていくための取り組みを進めています。

また、八尾市地域ケア会議において高齢者の保健・医療・福祉及び地域との円滑な連携と調整を図り、虐待や認知症等の高齢者の人権に関わるケースについては関係機関と連携して人権擁護に配慮した対応を行っています。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、高齢者の人権で特に問題と感じる項目として、「悪徳商法や詐欺などによる財産を搾取すること」(55.8%)が最も多く、次いで「病院や福祉施設において、職員等の対応が不十分であったり、暴力、暴言などの虐待をしたりすること」(44.6%)、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、高齢者が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」(37.5%)があげられています。

● 高齢者を取り巻く課題

日本では、2020（令和2）年9月時点で65歳以上が3,617万人で、高齢者が総人口に占める割合は28.7%となっており、就労や入居に際しての差別のほか、高齢者への身体的、心理的、性的、経済的虐待や高齢者の孤独死・孤立死、高齢者の財産の搾取などといった社会問題が指摘されています。また、高齢者の権利保障のための相談・支援体制の拡充、虐待防止、権利擁護の課題に対応していく必要があります。

今後は、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが求められています。

障がいのある人

● 条約・法制度の整備状況

国連は、1975（昭和50）年に「障害者の権利宣言」を採択し、1981（昭和56）年を「完全参加と平等」を掲げた「国際障害者年」とし、その後、順次「国連障害者10年」、「アジア太平洋障害者の10年」、「新アジア太平洋障害者の10年」を定め、各国に具体的な取り組みを求めてきました。

2006（平成18）年に、障がいの有無に関わらず、人としてあたりまえの権利と自由を同じように認め、社会の一員としてあたりまえに生活し、行動し参加できる社会をめざすことを目的とした「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が採択され、わが国も2014（平成26）年に締結しました。

わが国では、1993（平成5）年に「障害者基本法」が施行され、初めて精神障がい者が障がい者と位置づけられ、2004（平成16）年に、障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。また、2002（平成14）年に「身体障害者補助犬法」、2012（平成24）年に「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）、2013（平成25）年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行され、障がい福祉サービスの充実が図られています。2005（平成17）年には、「発達障害者支援法」が施行され、自閉症（P96）、LD（学習障がい）（P95）やADHD（注意欠陥・多動性障がい）（P95）などの発達障がい（P99）の早期発見とともに、成人期までの支援を国や自治体の責務と規

定されました。さらに、2016（平成28）年には、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮（P96）の提供」を求め、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消に推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、同年、大阪府においても、「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

2018（平成30）年には、「全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念のもと、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行されました。

● 本市における取り組み

本市では、2013（平成25）年に「第3期八尾市障がい者基本計画～ふれあいプラン～（後期計画）」を策定し、障がいのある人に対する差別意識や偏見の解消、障がいのある人の社会参加の促進に取り組みました。

2021（令和3）年4月からの「第4期八尾市障がい者基本計画」において、「障がいのある人もない人も、ともに認め合い、ともにつながり、ともにかがやく共生のまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人もすべての人が住み慣れた八尾の地でかけがえのない個人として尊重され、地域のつながりの中で安心して自分らしく生きていくことができるよう、障がい者施策を進めていきます。

また、2021（令和3）年4月からの「第6期八尾市障がい福祉計画及び第2期八尾市障がい児福祉計画」において、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等のサービス基盤の整備を図っていきます。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、障がいのある人の人権で特に問題と感じる項目として、「道路の段差や乗り物、建物の設備などにおいて、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりが進んでいないこと」（44.4%）が最も多く、次いで「働ける場所や雇用に取り組んでいる企業が少ないこと」（40.0%）、「聴覚や視覚に障がいのある人などへ必要な情報を伝える配慮が足りないこと」（31.1%）があげられています。

● 障がいのある人を取り巻く課題

障がいのある人による自己決定や自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実など、総合的・体系的な施策の推進が重要となっています。

「障害者権利条約」においては、障がいの有無に関わらず、誰もが社会的に孤立せず、一員として社会参加できることが定められています。また、障がいのある人が十分にその能力を発揮できるように、バリアフリー（P99）化や点訳など、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じた適切な配慮（合理的配慮）を行うことが求められています。

本市においても、障がいのある人に関する差別事象が発生するなど、障がいのある人の人権について、十分に理解がされていない現状があります。

さまざまな機会を通じて、障がいのある人との交流を図り、物理的な障壁（バリア）のみならず、情報や心の面における障壁（バリア）を取り除くことにより、障がいのある人が平等に参加・活動することができる社会の実現をめざしていくことが重要です。

同和問題（部落差別）

● 法制度の整備状況

1965（昭和40）年に出された国の同和対策審議会の答申を受けて、答申を具体化するため、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が、1982（昭和57）年に「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987（昭和62）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行され、地域の環境や住民の生活向上等の実態的差別は大きく改善されました。その後、2002（平成14）年3月末に、これらの財政上の特別措置を講じるための法律は失効し、今後は、一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

また、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律は、現在もなお部落差別は存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況が変化してい

る中で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

● 本市における取り組み

本市では、国の特別立法に先駆けて同和問題（部落差別）の解決に向けて取り組み、1970（昭和45）年に、八尾市同和対策審議会の答申が出され、生活環境や生活実態の改善、同和教育の推進に取り組んできました。その後、2002（平成14）年3月末で特別措置による法律が終了し、現在においては、一般施策を活用して残された課題の解決に努めています。

同和問題（部落差別）の解決に向けて、2004（平成16）年に「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」を策定し、その後、2013（平成25）年に時点修正を行い、各分野における施策の推進方向に基づいて取り組みを進めています。

「人権教育・啓発」に関わる施策の推進方向として、「同和問題に対する正しい理解の促進と人権尊重の理念の普及」では、①市民が同和問題を正しく理解し認識を深め、それが態度や行動に結びつくよう手法や内容に工夫をこらすこと、②差別の厳しさを強調するだけでなく、同和問題が解決可能な問題であるという具体的な展望を示すこと、③人権尊重の理念が社会のルールとして浸透するよう、人権に関する法制度などの普及・啓発に努めること、④地域における交流やまちづくりの協働活動などを通じて、豊かな人間関係づくりを進め、人権を学ぶことができるよう人権教育・啓発を推進していくことがあげられています。その他、フィールドワークや参加体験型等の手法を取り入れるほか、人権課題の当事者の体験や願いから学んだ「人権教育プログラム・教材の開発」、「人権教育・啓発の推進を担う人材の養成」、人権についての市民意識調査や差別事象の分析など「人権教育・啓発に関する情報収集・提供と調査・研究」、「土地取引等における差別の解消」、「行政・企業とNPO等との協働促進・支援」、「公務員などへの人権教育の実施」、「推進体制の整備」があげられています。

また、「教育」に関わる施策の推進方向においては、「教育の機会均等の確保」、「確かな学力の向上」、「人権教育の一環としての同和教育の推進」、「家庭教育、子育て支援の促進」、識字教室の充実や情報活用能力の向上など「学習活動や自主的活動の充実への支援」を掲げています。

2011（平成23）年10月に改正された「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制に関する条例」では、部落差別につながる「個人調査」と「土地調査」を規制しており、本市においてもその周知に努めています。

また、第三者が戸籍謄本や住民票の写しなどを不正に取得した事件が次々に明らかになったため、2013（平成25）年には、登録型「本人通知制度」（P100）を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

さらに、2019（令和元）年7月に、市長より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に対し、「部落差別の解消に関する施策について」諮問を行い、同審議会において答申の作成を進めております。

● 市民意識調査結果等

市民意識調査においては、同和問題（部落差別）に関することで特に問題と感じる項目として、「インターネットなどを利用して、デマや差別的な情報を掲載すること」（28.4％）が最も多く、次いで「結婚や就職にあたって、身元調査をすること」（27.9％）、「就職や職場において不利な扱いをすること」（25.9％）があげられています。

● 同和問題（部落差別）を取り巻く課題

本市において、2015（平成27）年に、職業、結婚、住居などの同和問題（部落差別）に関する根深い差別意識や偏見に満ちた差別文書が郵送や郵便受け等に大量に投函されるという悪質な事象が発生し、同様の事象が府内数市や他府県でも発生しました。また、土地に関する差別調査問題の発覚、行政窓口と同和地区を問い合わせる電話や差別落書き、インターネットによる書き込み等、偏見やマイナスイメージが形成される悪質な差別事象もまだまだ見られるなど、同和問題（部落差別）について、十分に理解がされていない現状があります。

同和問題（部落差別）におけるさまざまな課題を解決するため、人権教育・啓発の取り組みをより一層進めるとともに、地域の人びとの願いや思いが反映できるよう工夫する必要があります。

外国人

● 法制度の整備状況

2006（平成18）年3月に、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、外国人市民に対して行うべきコミュニケーション支援、生活支援、多文化共生の地域づくりの指針を示し、「国際交流」、「国際協力」、「地域における多文化共生」の三つを柱とする取り組みが進められています。

2012（平成24）年には「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民も「住民基本台帳制度」の対象となりました。

また、2016（平成28）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ハイトスピーチ解消法）が施行されました。この法律は特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的言動であるハイトスピーチをなくし、人種や民族等の違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会をめざしたものです。

さらに、2017（平成29）年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行されました。

● 本市における取り組み

本市では、1979（昭和54）年に職員採用試験（行政職）の受験資格から国籍条項を撤廃、1990（平成2）年には「八尾市在日外国人教育基本指針」を策定し、在日外国人教育・国際理解教育の推進に努めてきました。また、1990（平成2）年8月には、（財）八尾市国際交流センターを設立し、市民の国際意識の高揚や諸外国との相互理解の増進、外国人市民との相互交流、外国人市民への支援など各種の施策を実施してきました。

2003（平成15）年に策定された「八尾市国際化施策推進基本指針」に基づき、2004（平成16）年に「八尾市国際化施策推進計画」を策定、そして、2014（平成26）年に「八尾市多文化共生推進計画」を策定し、2021（令和3）年度からは「第2次八尾市多文化共生推進計画」に基づき、多文化共生社会の構築をめざして取り組みを進めています。

2011（平成23）年に市の施策や事業に対して、外国人市民の当事者や支援者などの意見を聞く場として、外国人市民会議を設置しました。

また、本市では、2008（平成20）年度より外国人相談事業を外国人集住地区に近い、桂及び安中人権コミュニティセンターの2箇所で実施してきましたが、2019（令和元）年12月に国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、新たに市の外国人相談事業を束ねる「基幹窓口」を八尾市生涯学習センター内に整備し、市全体としての相談体制の拡充を図りました。そのほか、災害時の外国人市民への支援としては、2016（平成28）年度に（公財）八尾市国際交流センターと協定を締結し、設置に向けての研修等に取り組んでいます。

さらに、アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市、中華人民共和国上海市嘉定区と、それぞれ姉妹都市・友好都市として、文化・スポーツ・行政等における交流を進めてきました。上海市嘉定区とは、相互に中高生を派遣しあい、国際理解を深め、交流を図っています。

地域においては、異文化にルーツを持つ人びとが集う行事である「八尾国際交流野遊祭」が毎年開催され、地域における外国人市民との共生が進められています。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、外国人の人権で特に問題と感じる項目として、「外国語で対応できる相談窓口や病院・施設が少ないこと」（33.5％）が最も多く、次いで「特定の民族や国籍の人々に対して不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が行われること」（32.9％）、「就職や職場において不利な扱いをすること」（24.5％）があげられています。

● 外国人を取り巻く課題

本市では、歴史的な経緯から、韓国・朝鮮籍市民が以前から多く暮らしていましたが、1980（昭和55）年代以降、中国やベトナム籍市民が増加傾向にあり、現在では、そのほかに、フィリピン、タイなどさまざまな国籍の人が暮らしている状況にあります。また、外国人技能実習生や留学生など、あらたに日本に滞在する外国人が増えています。さらに、日本国籍取得や国際結婚の増加により、外国にルーツを持つ日本国籍者も増加しています。

今後は、多文化共生の取り組みを一層推進すべく、多言語情報誌の発行を通じて、市政情報や地域情報の提供など外国人市民への情報提供の充実を図るとともに、地域コミュニティの育成支援が重要です。

本市においても、外国人に関する差別事象が発生するなど、外国人の人権

について、十分に理解がされていない現状があります。多様性（ダイバーシティ）を認めあい、外国人に対する偏見や差別をなくすための取り組みを一層推進していくことが求められています。

インターネットにおける人権問題

● 法制度の整備状況

2002（平成14）年に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任法）が施行され、インターネット上で名誉毀損やプライバシー侵害が起こった場合、その被害者はプロバイダ等に対して人権侵害情報の発信者（掲示板等へ書き込んだ人）に関する情報の開示や、人権侵害情報の削除を求めることができるようになりました。

また、2008（平成20）年に、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）の改正法の施行、2009（平成21）年に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行されました。

さらに、2003（平成15）年に「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）が施行され、これまでの「干渉されない権利」といったプライバシーの概念は、「自らの情報を自らが管理する権利」へと拡大されており、市民自身が個人情報を自ら管理し、コントロールする力をつけるとともに、個人情報の保護について事業者の主体的な取り組みを促進しています。

● 本市における取り組み

本市では、高度情報社会においては、本人が気づかない間に個人情報が収集され、利用されることが起こり得ることに対応して、1998（平成10）年10月に「八尾市個人情報保護条例」を施行しました。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、インターネットに関することで特に問題と感じる項目として、「デマを流したり、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などを掲載すること」や「個人情報の流出などの問題が多く発生してい

ること」などが50%を超えています。

● インターネットにおける人権問題を取り巻く課題

インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、相手が見えない状況での人権侵害事象が多発しており、こうした事件やトラブルは増加傾向にあります。2016（平成28）年から、「マイナンバー制度」（P100）の運用が開始され、市民生活を取り巻く高度情報化が一層進んでいきます。

また、子どもが加害者や被害者にならないために、インターネットの利用のルールを決めるなど、学校教育等を通じて、情報モラル（P97）や情報活用能力についての教育が必要です。

さらに、インターネット上での誹謗中傷や差別が増加しており、モニタリング調査など、その対策が求められています。

インターネット社会に対応して、市民一人ひとりが個人情報に対する意識を高めるための啓発や学習機会を提供するとともに、インターネット上での人権侵害を「しない、させない」ための啓発や学習機会が大切です。

特定の疾患に対する人権問題

● 法制度の整備状況

「らい予防法の廃止に関する法律」(1996(平成8)年)の制定後、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)(2009(平成21)年)の施行等を通して、人びとの偏見と差別を払しょくし、患者や回復者が地域社会と交流を深めながら自立した社会生活を送ることができるよう、法律に基づく取り組みが進められています。

また、2019(令和元)年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の対象に家族を加える改正が行われるとともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、ハンセン病回復者に関することで特に問題と感じる項目として、「就職や職場において不利な扱いをすること」(25.6%)が最も多く、次いで「病院が治療や入院を拒むこと」(21.2%)、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少なく孤立していること」(19.6%)があげられています。

また、エイズ患者・HIV感染者に関することで特に問題と感じる項目として、「偏見による差別的な発言や行動をすること」(35.8%)が最も多く、次いで「患者・陽性者のプライバシーを守らないこと」(24.5%)、「病院が治療や入院を拒むこと」(22.0%)があげられています。

● 特定の疾患に対する人権問題を取り巻く課題

不正確な知識や思い込み、過剰な危機意識により、特定の疾患に対する人権侵害行為が生じています。

ハンセン病感染者や回復者等については、本来、ハンセン病はらい菌による感染力の極めて弱い感染症であり、現在では治療方法が確立されている病気ですが、らい予防法に基づく長期間にわたる強制隔離政策による差別・偏見や入所者自身の高齢化、治療法が確立されていなかった時代に発病したことによる後遺症などにより、病気が完治した後も療養所生活を余儀なくされ、社会復帰が困難な状況にあります。

H I V・エイズやハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発を行い、未だ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた回復者の名誉の回復を図る必要があります。

性的マイノリティに対する人権問題

● 法制度の整備状況

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が2004（平成16）年7月に施行され、一定の条件を満たす人について戸籍の性別変更が可能となりました。また、2008（平成20）年に同法を改正し、性別変更できる条件を「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

2017（平成29）年に大阪府では「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」が策定され、2019（令和元）年には「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が施行されるとともに、2020（令和2）年からパートナーシップ宣誓証明制度が開始されました。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、性的マイノリティに関することで特に問題と感じる項目として、「偏見による差別的な発言や行動をすること」（43.7%）が最も多く、次いで「学校や職場でいじめや嫌がらせをすること」（35.0%）、「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」（30.8%）があげられています。

● 性的マイノリティに対する人権問題を取り巻く課題

性的マイノリティの人は全人口の約3～10%いるといわれている中、L G B T（P95）等の性的マイノリティの人びとに対する知識や理解はまだまだ低く、偏見や差別の壁に苦しむ人びとがいます。また、アウティング（P94）も大きな問題となっています。今後は、アンケート調査票における多様な性に対応した表記方法の検討など、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会に向けた啓発活動が必要とされています。

刑を終えて出所した人

● 法制度の整備状況

2008（平成20）年に「更生保護法」が施行され、保護観察の遵守事項の整理・充実と保護観察の強化による再犯防止が図られています。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、刑を終えて出所した人に関することで特に問題と感じる項目として、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」（32.0％）が最も多く、次いで、「就職や職場において不利な扱いをすること」（28.1％）、「相談窓口や支援体制が不十分であること」（23.9％）があげられています。

● 刑を終えて出所した人を取り巻く課題

刑を終えて出所した人（仮釈放となった人を含む）は、法律により社会の一員として、社会復帰することが認められています。また、執行猶予の判決を受けた人は、猶予期間中も社会生活が認められ、言い渡された刑の効力は猶予期間の終了により失われます。しかし、依然として、これらの人びとの社会復帰を妨げる誹謗中傷や就職差別等が見られ、そうした人権侵害行為は家族等にも及んでいることが課題となっています。

また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために、生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

さらに、高齢者や社会的に排除されやすい障がいのある人においても累犯の問題は深刻な課題となっています。

刑を終えて出所した人等が社会の一員として再び社会生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。

国はこれらの人びとの社会生活を保健、医療、福祉、労働の面から一体的に支援する必要性を指摘し、そのあり方の検討を進めています。本市においても、国、府、社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、刑を終えて出所した人等に対する差別意識の解消に向けた取り組みが求められています。

犯罪被害者等

● 法制度の整備状況

2000（平成12）年5月の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）の施行により、被害者の権利保障が認められ、被害者やその家族が裁判に主体的に関わる道が開かれました。

その後、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、被害者の権利が明確になるとともに、国などによる支援が義務づけられました。

また、2019（平成31）年4月には大阪府で「大阪府犯罪被害者等支援条例」が施行され、被害者支援の基本理念や方向性、各主体の責務がより明確になるとともに、府民理解の増進や総合的な支援の実施体制の構築に取り組むこととされました。

● 市民意識調査結果

市民意識調査においては、犯罪被害者に対する人権で特に問題と感じる項目として、「報道、インターネットや地域住民によってプライバシーを侵害され、生活の平穏が保てなくなること」（64.6%）が最も多く、次いで「犯罪行為によって精神的、経済的な負担を受けること」（55.8%）、「捜査や刑事裁判において精神的負担を受けること」（39.7%）があげられています。

● 犯罪被害者等を取り巻く課題

犯罪の被害者やその家族等は、犯罪による直接的な被害のほか、捜査や裁判の過程において、マスメディア等による行き過ぎた取材や報道による精神的被害などの二次的な被害を受けるという実態もあります。

本市においても、国、府、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権相談に応じた相談体制を充実していく必要があります。

さまざまな人権問題

● 法制度の整備状況

1997（平成9）年に、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法、アイヌ新法）が施行され、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会に向け、その歴史、文化、伝統についての理解と認識を深める取り組みを進めてきました。

2002（平成14）年には、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（ホームレス自立支援法）が施行され、公園などで野宿生活をやむなくしている人びとに対して、雇用、生活、医療等の総合的支援を行っており、2017（平成29）年には法の期限が10年延長されました。

2004（平成16）年に「戸籍法施行規則」が改正され、婚外子（P96）については、戸籍上の続柄の記載が嫡出子と同様になりました。

2006（平成18）年に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権侵害対処法）が施行され、拉致問題等の解決に向けて、関心と認識を深めることが求められています。

2006（平成18）年に「自殺対策基本法」（自殺対策法）が施行され、社会的な取り組みを進めていくこととなりました。

2015（平成27）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る制度がスタートしています。

2017（平成29）年には「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

2019（令和元）年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、アイヌの人々が先住民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

● 本市における取り組み

本市においても、拉致問題解決に向けた取り組みや野宿生活をやむなくしている人びとに対する支援、生活困窮者支援などさまざまな人権問題に対応した取り組みを行っています。

また、福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などに対して必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートするため、福祉生活相談支援事業を行っています。

● さまざまな人権問題を取り巻く課題

アイヌの人びと、婚外子やその母親、児童福祉施設等出身者やひとり親世帯に対する差別や偏見、北朝鮮当局による拉致問題、見た目問題（P101）、公園などで野宿生活をやむなくしている人びと、生活困窮者、ニート（P98）、ひきこもり（P99）、中国から帰国した人びとや人身取引の被害者などに関わる人権問題などのほかにも、新しく生じてきた問題を含めて、多くの人権問題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症に関連した問題として、新型コロナウイルスに感染した人やその家族、外国から帰国した人や外国人、感染者の治療にあたっている医療機関従事者やその家族、宅配便の配達員や運送業者などの流通に従事する人、スーパーやドラッグストアなどの小売業に従事する人や介護職員などの「エッセンシャルワーカー」といわれる生活に必需の業務に従事されている人などに対する心ない書き込みや誹謗中傷がSNS等で起こっています。社会情勢や生活環境の変化等に伴って新たに意識される人権問題についても、特定の人権課題の当事者だけの問題ではなく、社会全体の課題として、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めていく必要があります。

さらに、メディアが大きな役割を果たす現代社会においては、さまざまな情報に惑わされることなく主体的かつ批判的に情報を読み解く能力（メディア・リテラシー）を高めることも重要となっています。

第3章

八尾市人権教育・啓発プランにおける これまでの取り組みと課題（総括）

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

（１）学校等での取り組み

① 就学前における人権教育の推進

取り組み

- 乳幼児期の教育・保育は、子どもの健全な心身の発達と生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるという考えに基づき、一人ひとりの発達の特性に応じた総合的な指導力の向上をめざし、幼児教育研究を実施しました。保育参観後に討議を深めたり保育内容に対する指導助言を行ったりし、就学前教育・保育全体の質の向上へとつなげました。
- 「認定こども園に向けての教育・保育の研究」を活用して、各ブロックで研究手法を工夫して、園内研究会や事例研究会を実施しました。質の高い保育実践に向けた保育者の役割やカリキュラム・マネジメント、組織づくり等について、市内学校園へ研究成果を広めました。



課題

- 保育者との温かい関係を基盤に、乳幼児期にふさわしい環境の中で幼児相互のかかわりを大切にしながら、発達や学びの連続性を踏まえた教育・保育を実施するとともに、就学前教育・保育と小学校教育とのスムーズな接続に向けて教育課程を編成・実施するために、引き続き幼児教育研究・研修・指導助言を行う必要があります。
- 公立就学前施設再編に伴い、今後は認定こども園において、就学前教育・保育の拠点として課題について研究し、研究成果や実践事例等を市内全域に発信していきます。

② 学校における人権教育の推進

取 組 み	●全学校園に対して人権教育推進における課題ならびに重点指導事項、人権学習年間計画、人権教育に関する研修状況、PTA人権研修状況、人権教育に係る教材・資料集等の周知および活用状況等を調査するとともに、人権教育担当者による実践交流会を前期・後期において実施することにより、人権教育の推進状況・人権教育の実施状況の把握に努め、さらなる推進に向けての課題提起等を行いました。 ●小学校の入学説明会において、「子どもの権利条約」リーフレットをすべての新入生家庭に配付し、保護者への啓発とともに、各学校への人権学習教材としての活用を促しました。 ●市内全小学校及び義務教育学校（前期課程）の第3学年児童を対象に、子ども自身が自らの力で身を守ることや、暴力によらない解決方法などについて考える学習プログラムを実施しました。学習プログラムは、児童が互いに意見を述べて交流する参加型で行いました。
課 題	●各学校園において取り組みを点検・評価し、その取り組みの成果と課題を共有し、子どもの実態に則した新たな取り組みにつなげていく必要があります。 ●入学説明会におけるリーフレットの配付を通して保護者への啓発をしていますが、子どもを取り巻く状況は依然として厳しく、これまで積み重ねてきた人権教育をさらに広めていくことが重要です。 ●日々変化が激しい社会情勢において、様々な課題のなかで、各学校や地域の実情に応じたプログラム内容を検討し、実施する必要があります。

③ 子どものいじめ防止等の取り組みの推進

取り組み	●いじめ（P94）の未然防止、早期発見、早期対応に向けて、初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした集合研修を実施するとともに、すべての教職員を対象とした校内研修を実施しました。 ●八尾市立全中学校及び義務教育学校後期課程の生徒を対象に、いじめを自分事として捉え、いじめをなくすための主体的な行動を育むための「脱いじめ傍観者教育」を実施しました。 ●毎月1回、弁護士・学識経験者・臨床心理士・社会福祉士等の外部専門家による「いじめ対応支援チーム」から、学校、教育委員会のいじめ対応についての助言を得る会議を実施しました。
------	--



課題	●八尾市立学校園に勤務するすべての教職員が、いじめ防止対策推進法等の趣旨に則ったいじめ対応を行うことが求められています。そのために、管理職、いじめ対応を主に行う教職員はもとより、すべての教職員が法等を正しく理解し、適切ないじめ対応を行うことができるよう、研修の充実を図る必要があります。
----	---

④ 保育・教育関係職員への人権研修の推進

取り組み	●就学前施設の保育者への人権研修においては、人権尊重の精神に基づいた教育・保育を推進するために、乳幼児期から小学校へとつながる人権教育について研修を実施しました。 ●学校園の教職員への人権研修においては、人権教育管理職研修や教職員研修を実施し、人権教育を推進していくうえでの課題や実践事例等について研修を行い、教職員の人権意識の高揚や指導力向上につながるとともに、本市で培われてきた人権教育の実践の継承に努めました。
------	--



課題	●人権尊重を基盤とした教育・保育を推進するために、引き続き保育者・教職員の人権意識の向上を目的とした人権研修を実施し、実践への応用を行っていく必要性があります。 ●人権教育を基盤とした学校園運営を推進するために、各学校園で課題となっている人権課題を中心として、さまざまな人権課題に対応する研修を企画・運営していく必要があります。また、管理職が各種人権課題に対して正しく理解することは重要です。今後も、管理職に対する人権研修の位置づけは必要です。
----	--

(2) 職場での取り組み

① 企業等における人権啓発の推進

取り組み

- 八尾市企業人権協議会において、年2回の研修会を実施し、事業所における人権意識の啓発を継続的に実施してきました。また、労働支援課において「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所や市内事業所等に配布を行い、労働者や事業所により広く人権の視点を取り入れた情報提供を行いました。
- 大阪あんしん賃貸支援事業やサービス付高齢者向け住宅等の普及啓発において、高齢者、障がいのある人や外国人市民など、住居を確保することが困難な可能性がある人が安心して入居できるよう取り組みを進めました。



課題

- 八尾市企業人権協議会主催研修会やハローワーク布施との共催研修会時など、さまざまな機会に八尾市企業人権協議会への加入勧奨を行っていますが、多くは中小企業であることから、廃業や事業整理、経費節減が進む結果、退会となる事業所もあり、会員数は減少しています。新規加入の促進として、未加入事業所が企業人権協議会への加入をメリットであると感じられるセミナーの開催や既存会員向けのより魅力のある研修メニューの検討が必要です。
- 民間住宅所有者、あんしん賃貸住宅への媒介業務を行う宅地建物取引業者や居住支援団体などへのさらなる登録促進に関する啓発が重要です。

② 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

（ア）市職員等に対する取り組み

取り組み	●市職員に対する人権研修では、人材育成における職員研修に人権研修を位置づけ、各年度の職員研修計画に基づき、職員の階層ごとに、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人など、様々な人権課題についての研修を実施してきました。また、各所属に配置されている人権主担者を対象とした研修、部局単位での職場内人権研修や全職員を対象とした人権研修を実施し、職員が理解する必要がある人権課題を選定し、幅広い人権課題について、職員の理解と認識を深め、人権意識の高揚が図れるように努めました。
課題	●市職員として理解が求められているテーマで、すべての市職員の人権意識のさらなる高揚につながるよう組織的かつ戦略的な研修が求められています。

(イ) 福祉関係者に対する取り組み

取り組み	●介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導において、事業者に対し、人権意識を高めるためのプログラムを実施しました。 ●地域における福祉関係機関では、(社福)八尾市社会福祉協議会、八尾市民生委員児童委員協議会、八尾地区更生保護女性会、八尾地区保護司会や八尾市介護保険事業者連絡協議会等において毎年継続的に人権研修を実施しました。
------	--



課題	●今後も、集団指導等を活用し、事業者の人権意識向上のためのプログラムを提供するよう努める必要があります。 ●関係機関の連携を図りながら、地域における人権課題について、継続して実施することで、さらなる正しい理解の普及啓発が重要です。
----	---

(ウ) 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み

取り組み	●保健・医療関係者及び消防職員は、人間の尊厳や個人のプライバシー等、市民一人ひとりの人権に配慮した対応が求められており、市立病院や消防本部など、各々の機関において、必要に応じたテーマで人権研修を行いました。
------	---



課題	●各職場における研修内容の共有と継続的な実施が求められています。
----	--

（３）地域での取り組み

① 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

取り組み

●市民による地域における取り組みの中心として、八尾市人権啓発推進協議会では、2年計画で、市内全地区福祉委員会での地区人権研修の実施や人権啓発推進委員養成研修を実施し、市民に身近な親しみやすい場所での人権啓発を進めてきました。また、人権擁護委員による小学生を対象とした「いじめをなくそう人権教室」の定期的な開催を行いました。その他、市民を対象として毎年継続的に人権学習講座を開催し、PTAを中心とした多くの参加者を得ることができました。



課題

●市民に身近な場所で、市民や地域のニーズにあったテーマで研修を実施し、新規の参加者を含めた多くの市民の参加が得られるよう、開催や周知方法について検討していく必要があります。

② 家庭における人権教育・啓発の支援

取り組み	●養育支援の家庭訪問を行いました。養育支援が必要と認められる家庭の支援を行うために、毎年支援員を募集し、訪問支援員養成講座を実施しました。また、既に登録している支援員に対してもフォローアップ講座の受講を必須として専門的支援の充実を図っています。 ●一般教育相談、特別な支援が必要な子どもの教育相談、巡回相談、医療相談を実施しました。 ●児童虐待通告に対し、子どもに関わる各機関が連携し、虐待の発生予防、早期発見及び子どもと通告対象家庭への援助方策を検討し対応を行いました。
------	--



課題	●養育支援を必要とする家庭を把握している保健センターや家庭児童相談室と連携し、保健師や相談員を介して訪問を行う例もあります。育児不安が高い保護者へのフォローとして対応するため、専門性や保護者に寄り添うスキルが必要であり、引き続き訪問支援員の確保とスキルアップが必要です。 ●不登校や問題行動等、課題を抱える児童生徒やその保護者が安心して相談し課題を解決できるよう、教育センター相談員の資質向上と合わせ、学校での教育相談体制充実に向けた支援を行っていく必要があります。 ●ケースが複雑化している現状の中で、虐待通告後の調査と対応、虐待家庭への定期的な調査及び支援、関係職員や市民への啓発などの体制の充実を図る必要があります。
----	---

③ 相互理解と交流の推進

取 組 み	●さまざまな人が地域で活躍し、交流できる人権教育・啓発を推進するため交流会を毎年開催し、人権課題の当事者をはじめとした多数の市民の参加のもと、交流を通じた相互理解や人権をキーワードにしたネットワークづくりを進めました。 ●識字教室・日本語教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を提供し、継続学習による基礎学力の向上を図りました。 ●外国人市民情報提供事業として、外国人市民向けに、市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を月1回作成しました。
課 題	●交流会の満足度は高くなっていますが、参加者の固定化が見受けられるため、新規の方が参加してみようと思えるようなテーマや開催時間等を検討する必要があります。 ●「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要があります。 ●多言語による情報を必要としている外国人市民に、よりわかりやすい情報を、なるべく早く届けるための工夫が必要です。

④ 市民団体や研究機関による活動の推進

取り組み

- 八尾市人権啓発推進協議会において、人権啓発映画上映会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、人権啓発推進委員養成研修（年5回）、地区人権研修を実施し、人権啓発の推進を図りました。
- 八尾市人権啓発推進協議会における研修及び地区人権研修の実施などにあたって、円滑に講師選定が行えるよう、コーディネート、講師紹介を行いました。
- 世界人権宣言の精神を市民に広めるために、加盟団体に呼び掛けたネットワーク会議（年6回）を開催し、ひゅーまんフェスタやパネル展、世界人権宣言記念行事として、「せじ〜ん71」の取り組み等を実施しました。



課題

- 時事性の高いテーマや市民ニーズを把握し、より多くの市民が参加したいと思えるようなテーマや講師の選定、効果的な周知方法を検討する必要があります。
- 各地区で想定される参加者層に鑑み、実施テーマに偏りができないよう、さまざまな人権課題に対して講師紹介できるよう、毎年情報収集ならびに蓄積をはかるデータベースを更新できるようにしておく必要があります。
- 人権を大切にするまちづくりのために、加盟団体だけでなく、市内のあらゆる人権諸団体へネットワークを広げることが必要ですが、加盟数は増加できていないため、各啓発事業の参加者の増加、ネットワークの広がりを図っていく必要があります。

2 人権教育・啓発を進めるために

（1）総合的かつ効果的な推進体制の充実

取り組み

- 市民に身近なところで、いつでも誰でも参加できる人権教育・啓発の推進の主な取り組みとして、八尾市人権啓発推進協議会では、市内全地区福祉委員会で地域の実情にあわせたテーマでの人権研修を定期的に実施してきました。また、（一財）八尾市人権協会開催のじんけん楽習塾において、参加体験型の研修を取り入れ、体験談や人権課題の当事者の声を聴く取り組みを行いました。
- さまざまな人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進の主な取り組みとして、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラムを年6回程度開催し、委員どうしの交流を図るとともに、人権全般、いじめ問題、高齢者の人権、女性の人権をテーマにした人権学習プログラムや冊子などの人権啓発グッズの作成を行い、実際に作成したプログラムの地域における実践に取り組んできました。また、地域で暮らしている人権課題の当事者をはじめとした人びとが互いに理解を深めることができるよう、毎年、交流会を開催しました。
- 総合的な人権学習情報の収集と提供を進めるために、年4回の「ちいき・人権・World」の発行やホームページ、市政だよりやFMちゃお等を活用し、広く市民への情報提供を行ってきました。また、市民に伝わる人権教育・啓発手法として、各種研修において、積極的にワークショップ形式による参加体験型学習を行いました。



課題

- これらの取り組みを通して、あらゆる人権テーマの取り組み（イベント）等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして、参加人数、参加者層の広がりをはかるために広報活動の充実が求められています。
- これらの手法を用いた情報発信や教育・啓発を引き続き行うとともに、幅広い周知方法や多くの参加者を得るための効率的かつ効果的な手法について検討していくことが重要です。

(2) 推進体制

取り組み

- 人権教育・啓発の推進を市民と行政が協働で進めるため、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラム、交流会や八尾市人権尊重の社会づくり審議会等を開催してきました。また、八尾市人権啓発推進協議会、(一財)八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究連合協議会等の各種団体やNPOとの連携のもと、人権教育・啓発の効果的な推進を図りました。
- 本市の人権施策の総合的な推進を図るため、庁内において八尾市人権施策推進本部及び幹事会を開催しました。



課題

- 各種団体どうしの連携を深め、相互のネットワーク形成を進め、情報共有や協働の取り組みを進めることが重要です。
- 引き続き全庁的な体制で、関係各課の連携のもと人権施策のさらなる推進を図っていく必要があります。

（３）進行管理と評価

取
組
み

- 人権啓発セミナーや人権学習講座等の開催においては、参加者にアンケート調査を実施し、参加者ニーズの把握に努めてきました。また、行政施策全般に対する「八尾市民意識調査」において、人権に関する調査項目を４項目設け、市民ニーズや満足度等の意識の把握に努めました。
- 人権相談、女性相談、外国人市民相談、高齢者虐待相談、障がい者福祉に関する相談、児童虐待防止対策事業等の各相談に対し、適切な対応に努めました。
- 国の「外国人受入環境整備交付金」を活用し、（公財）八尾市国際交流センター事務局に併設する相談窓口を新たに設置し、既存の相談窓口と連携させることで相談体制の拡充を図りました。



課
題

- 市民ニーズや満足度等の意識を把握していくため、調査等において引き続き人権に関する調査項目を設けていきます。
- 悩みを抱えている市民が適切な相談機関につながるができるよう、広く相談機関の情報収集に努める必要があります。
- 相談窓口体制が拡充したことについて、より多くの外国人市民に周知を行っていく必要があります。

1 このプランのめざすもの（基本理念）

人権教育・啓発がめざすものは、子どもから高齢者に至るまでの市民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識やスキル（技能）を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」につなげていくことです。



2 大切にしたい視点

「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を見直すにあたり、人権教育・啓発を進めるうえで大切にしたい視点を、市民委員がワークショップ形式で検討を行い、親しみやすく、人権をより身近に感じてもらえる標語形式で、以下の9項目に整理しました。

視点1 伝えよう 一人ひとりが 持つ権利

人権は、人間として生きていくうえで欠かせないあらゆる権利を意味します。その権利を知らないでいると、自らが不利益を受けるだけでなく、他の人の願いを軽んじることにもなります。だから、人権教育・啓発では人が持つ権利を伝え、一人ひとりの願いを実現していける「力」にしていきます。

視点2 日常の いつでもどこでも 人権を

人は、生涯にわたって人権教育・啓発を学び続ける必要があります。そのためには、子どもから高齢者まであらゆる人が、日常生活を通じて一番身近なところで、人権教育を受けられるしくみが必要です。

視点3 大切ね 一人ひとりが ちがうこと

人には、性別や年齢、身体的特徴、人種や民族、出身地や国籍、思想や信条などさまざまな違いがあります。こうした「違い」が「差別」につながらないように、人権教育・啓発では、一人ひとりの個性が尊重され、ともに生活できる社会をめざすことの大切さを学びます。

視点4 当事者の 声から学び 反映し

人権は、人間らしさを求める声から生まれてきたといえます。そのため、人権教育・啓発では、人権課題の当事者の体験や願いから学ぶことを大切に、共感から連帯を育み、人権課題の当事者のエンパワーメント（P95）を最大限に活かし、自立をめざします。

視点5 学ぶのは 参加体験 協働で

人権の学びは、暮らしの中で活かされなければ意味がありません。また、人権を尊重する社会の実現は、多くの人びとの心がけ・働きかけや努力によって実現していきます。だから、人権教育では、学び手が主体となった、参加と体験と協働に基づく学習方法の推進を図っていきます。

視点6 保障する すべての人の 学習権

人は誰もが学ぶ権利を持っています。子どもでも、大人でも、読み書きができないと、暮らしの情報を得ることができないだけでなく、権利を知り、かつ行使することも困難になります。また、自らが誇りを持てるように、出身の文化を学べることも、人権教育です。

視点7 子どもたち 参加・参画 だいじだね

子どもも大人と同じ一人の人間であり、権利の主体者です。だから、子どもが持つ権利を伝え、子どもの考えに耳を傾け、自分たちの教育に参加と参画を保障することが大切です。

視点8 計画を 伝えること 大切に

この計画を、市民の一人ひとりに伝えていくことも人権教育・啓発です。
また、学習機会の情報のみならず、一人で悩まずにすむように、相談機関などの情報を伝えていくことも人権教育・啓発です。

視点9 人権を おすすめしていくのも 市民主体

この計画の具体化も、市民とともに考え取り組んでいきます。また、市民による自発的な人権教育・啓発活動を支援し、市民が活躍できるしくみを考えていきます。

3 第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）体系表

【めざすもの】

【大切にしたい視点】

まちづくり 人にやさしく 人がやさしく
豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」

①伝えよう 一人ひとりが 持つ権利

②日常の いつでもどこでも 人権を

③大切ね 一人ひとりが ちがうこと

④当事者の 声から学び 反映し

⑤学ぶのは 参加体験 協働で

⑥保障する すべての人の 学習権

⑦子どもたち 参加・参画 だいじだね

⑧計画を 伝えること 大切に

⑨人権をすすめていくのも 市民主体

【分野別の取り組み一覧】

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校等での取り組み

1. 就学前における人権教育の推進
2. 学校における人権教育の推進
3. 子どものいじめ防止等の取り組みの推進
4. 保育・教育関係職員への人権研修の推進

職場での取り組み

1. 企業等における人権啓発の推進
2. 特定職業従事者に対する人権啓発の推進
 - ①市職員等に対する取り組み
 - ②福祉関係者に対する取り組み
 - ③保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み

地域での取り組み

1. 地域に根づいた人権教育・啓発の推進
 - ①地域や学校の活動の場を活用した人権教育・啓発の推進
 - ②地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進
 - ③地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進
 - ④子どもも大人も地域で学ぶ人権教育
 - ⑤地域における子どものいじめ防止等の取り組みの推進
2. 家庭における人権教育・啓発の支援
 - ①相談窓口の充実
 - ②保護者への人権教育・啓発の推進
3. 相互理解と交流の推進
 - ①地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進
 - ②多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進
 - ③権利としての人権教育の支援
 - ④多文化共生と国際交流の推進
4. 市民団体や研究機関による活動の促進

人権教育・啓発を進めるために

1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実
 - ①総合的な情報提供の推進
 - ②市民に伝わる人権教育・啓発手法の検討
 - ③指導者の育成
 - ④市民との協働
 - ⑤各種団体等との連携
 - ⑥国・大阪府・他の市町村との連携
 - ⑦庁内推進体制の充実
2. 進行管理と評価の実施
 - ①定期的な効果測定の実施
 - ②進行管理と評価の充実

第5章

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

第1節 学校等での取り組み

子どもは、豊かな感性、柔軟な心、未知の世界への探求心や冒険心を持ったあらゆる可能性を秘めた存在であり、その健やかな成長を図るよう社会全体で支援していくことが大切です。

また、子どもは自分の意見を十分に表明できない場合があることや、人権侵害を受けやすい状況におかれることがあります。加えて、昨今においては、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者の子どもへの心無い誹謗中傷が懸念されます。

少子化、家族形態の多様化等の進行によって、子育て家庭は、不安、孤立、ストレスに見舞われやすく、家庭における子育て力や教育力の低下が指摘されている中、子ども自身が自らを肯定的に受け止め、自らの人権について理解でき、実際の生活に活かすことができる取り組みが求められています。

1 就学前における人権教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。この時期に一人ひとりの子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性が育まれることは、その後の成長にとって欠かすことができません。

認定こども園等、すべての就学前の子どもたちが遊びや体験、自然や人とのふれあいなど、さまざまな体験をしていくことにより、豊かな心を養い、また、他の乳幼児との関わりの中で、自分を大切にする感情や他の人への思いやり、多様性（ダイバーシティ）を認めあう気持ちなど、社会生活上のルールやマナーを身につけることが重要です。そのため、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
1	認定こども園等における人権教育推進の支援 認定こども園等では、自分を大切にする感情とともに、友だちを大切にする心や生命の尊さに対する感性を育てることに努めます。 （例）協同的な遊び、話し合い活動	こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター
2	認定こども園等と小学校との連携の推進 認定こども園等において、すべての就学前の子どもたちと小学校の児童が交流できるよう取り組みを支援していきます。 （例）小学校一斉授業見学（体験）、幼保小合同研修会	こども施設運営課 保育・こども園課 人権教育課 教育センター

2 学校における人権教育の推進

同和教育から出発した本市の人権教育は、障がいのある子ども、韓国・朝鮮、中国やベトナムなど日本と異なる文化にルーツを持つ子どもなど、たくさん子どもたちとの出会いを通して、それぞれが持つ人権課題の克服に向けて、多様性（ダイバーシティ）を尊重しあい、ともに生きる力を育む教育を推進してきました。

本市では、2004（平成16）年には、「人権教育基本方針」を策定し、人権尊重の教育を基盤として人権教育の深化・充実に努めています。学校は、人権教育の基礎を養う場であり、児童・生徒の発達段階に応じ、人権課題を一人ひとりの課題としてとらえることが必要です。学校における教育活動全体を通して人権に対する理解を深めながら、問題解決の力を育み、知識だけでなく行動につなげることが大切であり、すべての子どもの自己実現をめざす人権教育を推進していきます。

また、これまで本市において進めてきた同和教育の実践に学びながら、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習時間等を活用し、教育活動全体を通じて、さらに人権教育を推進していきます。

その際に、急速な情報化社会の進展による携帯電話やスマートフォン、ゲーム機、インターネットをめぐる問題、いじめ（P94）問題、「障害者差別解消法」の施行による障がいのある子どもたちへの支援や配慮、情報モラル（P97）や情報リテラシー（P97）の向上等、新たな人権課題についても取り組

んでいく必要があります。

また、さまざまな体験を通して、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動するなど「生きる力」を育み、人権課題を解決する資質や能力を育てる必要があります。自らの良さに気づき、自己を肯定する感情を育み、互いの違いを認め尊重しあい、一人ひとりが自分のことを大切に思うとともに、自分以外の人を大切にできる人権感覚を養い、自らの生活に活かすことが大切です。

子ども一人ひとりの人権が尊重され、学校が子どもにとって楽しく、安心できる居場所になるように、いじめがなく自分と他の人の大切さが認められるような環境としての学級・学校づくりを進めていく必要があります。

さらに、2019（令和元）年度より本市のすべての中学校区で取り組んでいる小中一貫教育の理念にもとづき、義務教育9年間の育ちと学びを見通した人権教育を展開していく必要があります。

No.	主な取り組み	取り組み主体
3	人権学習指導の充実 各学校で作成している人権学習指導計画の一層の充実を図り、小中一貫教育の理念を活かした中学校区の組織的、計画的な人権教育に取り組みます。 （例）人権教育実践交流会、校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会	人権教育課
4	気づきを通じて自尊感情を高める参加体験型の学習手法の導入 自他の持っかけがえのない生命についての学習や互いを尊重する対人関係スキル等の学習を積極的に取り入れるとともに、参加体験型の学習手法の導入など、気づきを通じて自尊感情を高めるとともに他者への共感する心を育む教育の推進に努めます。 （例）パラアスリート（P99）・助産師等による講演会	人権教育課
5	人権学習に関する指導方法や教材開発の推進 八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会、人権課題の当事者団体やNPO等と連携しながら、実践の交流と研究に努め、人権教育の優れた実践例の収集や、情報の積極的な提供を行い、子どもの意識や実態、発達段階に応じた指導方法の工夫や教材の開発等に努めます。 （例）研究協力員による人権学習プログラムの開発、授業公開	人権教育課 八尾市在日外国人教育研究会 八尾市人権教育研究会

No.	主な取り組み	取り組み主体
6	男女平等、男女共同参画を浸透させる教育・学習の推進 性別による固定的な役割分担意識等をなくし、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みに努めます。 (例) 校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会	人権教育課
7	子どもの人権にかかる条約等の学習の推進 普遍的な視点から人権を理解するために、「世界人権宣言」や「子どもの権利条約」などの人権に関する国際的な宣言や条約の理念について学ぶことができるよう努めます。 (例) 子どもの権利条約リーフレットの配付	こども若者政策課 人権教育課
8	教育にかかる相談体制の充実 いじめや不登校などの課題に対する学校における相談体制の充実を通じて、さまざまな子どもの人権を守る取り組みを推進します。 (例) スクールカウンセラーの活用	学校教育推進課 人権教育課 教育センター
9	子どもが主体的に人権について学ぶ取り組みの推進 参加体験型の人権学習の取り組みが一層重要になっており、子どもが自らの権利について知るとともに、主体的に人権について考え学び、自分の生活に活かす力を持てるよう努めます。 (例) 人権学習プログラムの開発、各学校への教材の情報提供	こども若者政策課 人権教育課
10	携帯電話等の電子媒体やインターネットなどにおける危険性の周知および情報リテラシー教育の推進 携帯電話、スマートフォン、ゲーム機やインターネット利用をめぐる危険や正しい使い方について周知し、事故の未然防止に努めます。 (例) 校内授業研究会、教育課程編成に関する研修会	学校教育推進課 人権教育課
11	暴力を防止する教育の推進 いじめ、虐待、デートDV(P98)など子どもをめぐるさまざまな暴力に対する学習機会の提供に努めます。 (例) 脱いじめ傍観者教育、CAPプログラム(P95)の実施、デートDV予防啓発リーフレットの配付	人権政策課 教育政策課 人権教育課
12	共に学び共に生きるインクルーシブ(P94)教育推進 障がい児(者)への偏見や差別をなくすため、障がい児(者)に対する正しい理解が進み認識が深まる教育を推進します。 (例) 障がい理解研修、交流及び共同学習、障がい理解啓発冊子	人権教育課 教育センター

No.	主な取り組み	取り組み主体
13	学校・地域・PTAの連携 すべての小学校・中学校・義務教育学校において、学校と学校評議員等地域関係者とPTAが連携し、開かれた学校づくりの推進に努めます。 （例）家庭教育力UPサポート事業	生涯学習課
14	特別支援教育の推進 障がいのある子どもも周りの子どもたちも、一人ひとりの特性に応じて、子どもたちの人権を守る取り組みを推進します。 （例）学校施設の改善、特別支援教育に関する研修	教育センター

3 子どものいじめ防止等の取り組みの推進

近年、子どもたちを取り巻く社会状況が著しく変化し、いじめの問題についても複雑化、多様化、深刻化する傾向があります。「八尾市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、重大な人権侵害事象であり、絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体でいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進していきます。

また、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の実情に応じ、集団づくり等を通して、いじめの防止等に向けた取り組みを進めていきます。

さらに、すべての子どもをいじめから守るため、学校・教育委員会とは別に、市長部局にいじめに関する相談窓口を設置することにより、市長部局と教育委員会がより一層連携し、オール八尾市でいじめの未然防止と早期解決を図るため、2020（令和2）年4月に「いじめから子どもを守る課」が設置されました。また、同年10月にはすべての子どもが安心して生活し、健やかに育つことができる地域社会を実現するため、「八尾市いじめから子どもを守る条例」を制定し、市長部局と教育委員会が連携し、いじめから子どもを守るための取り組みを推進します。

No.	主な取り組み	取り組み主体
15	いじめ防止等に向けた取り組みの推進 すべての教職員が「いじめ防止対策推進法」や「八尾市いじめ防止基本方針」の趣旨に則った対応ができるよう、教職員研修の充実を図ります。 弁護士や臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の積極的な活用により、相談・支援体制の充実を図ります。 (例) 初任者や管理職、学校においていじめ対応を主に行う教職員を対象とした研修、学校への指導助言	人権教育課
16	いじめから子どもを守るための取り組みの推進 「八尾市いじめから子どもを守る条例」に基づき、すべての子どもをいじめから守るため、相談体制を整備した中で、いじめの早期発見、早期解決をめざします。 (例) いじめ防止啓発カードの作成・配付、弁護士による研修の実施	いじめから子どもを守る課 人権教育課

4 保育・教育関係職員への人権研修の推進

認定こども園等、すべての就学前施設において、一人ひとりの子どもの人格や個性を尊重し、豊かな人間性を育むため、研修等を通じて人権についての知識や理解を深め、豊かな人権意識を醸成するなど、職員の資質の向上に努めていきます。

また、学校においては、教職員が子どもたちを取り巻く状況を理解し、より一層豊かな人権感覚や感性を身につけるとともに、いじめや不登校等の実態を踏まえた今日的な課題に対応するなど、専門的な知識や実践的な指導力を高め、自らの資質の向上を図ることができる人権研修の実施に努めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
17	保育者への人権研修の充実 保育者が自らの資質の向上に努め、人権に対する気づきを促すとともに、新たな課題に対応した人権研修などの充実に努めていきます。 (例) 人権教育研修講座、幼児教育研修キャリアステージ研修（人権教育）	人権教育課 教育センター

No.	主な取り組み	取り組み主体
18	教職員の職務等に応じた研修の推進と研修内容の浸透 教職員の職務に応じた研修として、管理職研修、各学校での人権教育担当教員に対する研修やこれからの教育を担う初任者、新規採用教職員等をはじめて本市の学校での教育活動にあたる教職員を対象とした人権研修などがあり、これらの研修を計画的かつ効率的に実施するとともに、今日的な課題に対応するなど研修内容の充実に努めます。また、研修内容を中学校区で交流し共有することにより、さらなる充実にめざします。 （例）管理職研修、人権教育実践交流会	人権教育課

第2節 職場での取り組み

職場を取り巻く人権問題としては、これまで就職差別に対して応募者の適正や能力以外の事柄で選考しないよう取り組みが行われてきましたが、1975（昭和50）年の部落地名総鑑事件（P100）や、1998（平成10）年の大阪府内の調査業者による身元調査事件などが発生していました。

近年においては、派遣労働者や契約社員、パートタイマー等の非正規雇用者やフリーランス（P100）の増加など就業形態が多様化しています。最近では新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の急激な悪化により、正規雇用者よりも先に非正規雇用者の雇用環境に影響が出ています。また、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大するなど職場環境が変化しており、解雇、配置転換、職場でのいじめ、セクシュアルハラスメント（P97）、パワーハラスメント（P99）、マタニティハラスメント（P100）やモラルハラスメント（P101）などのハラスメント問題が顕在化してきています。

このような状況の中、2019（令和元）年に「労働施策総合推進法」が改正され、2020（令和2）年6月1日から施行されました。これにより職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務化（中小事業主は2022（令和4）年4月1日から義務化）され、事業主は方針等の明確化・周知・啓発、相談体制の整備、パワーハラスメントへの迅速かつ適切な対応のほか相談者等のプライバシー（性的指向・性自認（P97）や病歴等の機微な個人情報を含む）の保護等の措置を講じなければならないとされました。また、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

また、2019（令和元）年4月から「働き方改革関連法」として時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得、正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止が順次施行されています。

併せて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においてもセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定も改正され、今までの職場でのハラスメント防止対策の措置に加え、相談したこと等を理由とする不利益取扱いが禁止されました。

このような職場環境において、企業等においては、コンプライアンス（法

令遵守) (P96) の取り組みを取り入れる考え方も広まってきており、公正な採用選考を通じた差別のない社会や男女共同参画社会の実現、障がいのある人に対する法定雇用率の達成、「第2次八尾市地域就労支援基本計画」に基づく就労困難者等の雇用、個人情報やプライバシーの保護や環境保護など、さまざまな人権問題の解決に向けて、社会的責任を果たしていくことが求められています。

また近年、企業による人権尊重の必要性について国際的な関心が高まっている中、国連では「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されており、国においても2020(令和2)年に「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。

今後においては、これらの課題が解消され、互いの人権が尊重される職場づくりを進めるために、多様な働き方をしている人びとが参加しやすい人権教育・啓発のあり方を考える必要があります。

1 企業等における人権啓発の推進

企業等は、企業活動や営業活動において、社会との関わりが非常に強く、地域や社会の構成員として、いわば「企業市民」として、人権尊重の社会の実現に向けて大きな責任を担っています。労働に関する法令の遵守はもとより、性別による賃金や昇進・昇格などの格差解消をめざし、個人の能力を発揮できる雇用環境の整備を進める必要があります。

また、社会情勢の変化等により、働き方の多様化が進み、非正規雇用の派遣労働者、パートタイマーやアルバイト等、さまざまな立場の人びとが業務に関わるようになっていきます。

大阪府では、企業における公正採用を実現するために、「常時使用する従業員数が25人以上の事業所」では人事担当責任者等を「公正採用選考人権啓発推進員」として選任する義務を設けています(全国基準は100人以上の事業所)。

本市においては、市内の企業の自主的な人権啓発組織として、八尾市企業人権協議会が組織され、人権問題等の正しい理解と認識のもとに就職における差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与することを目的として、研修の実施、啓発パンフレットの配布や人権情報の発信など、企業における

人権啓発活動を支援しています。

今後も、八尾市企業人権協議会への加入促進が図られるよう支援します。また、企業活動における社会的責任を踏まえ、公正な採用選考の実施、男女間における賃金や昇進等の格差の是正、障がい者の雇用促進、あらゆるハラスメントの防止等、多様性（ダイバーシティ）を認めあい人権の視点を持った企業活動の推進を図る手法の検討に努めます。加えて情報収集・提供等の支援を進めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
19	八尾市企業人権協議会への加入促進 八尾市企業人権協議会への加入促進を図る手法を検討します。 （例）公正採用選考人権啓発推進員研修会などでの加入勧奨（八尾商工会議所との連携）	八尾市企業人権協議会
20	あらゆる企業への人権啓発の推進 公正採用選考人権啓発推進員を選任する義務のない企業や八尾市企業人権協議会へ未加入の企業も含めたあらゆる企業に対し、人権啓発の取り組み支援を行います。 また、公正採用選考人権啓発推進員を中心とした企業内における人権啓発推進の支援に努めます。 （例）企業における人権研修の実施	労働支援課 八尾市企業人権協議会
21	働く人への人権啓発の支援 多様な形態で働く人が人権研修を受けやすいよう環境づくりに努めるとともに、参加を促すよう研修内容等の工夫に努めます。 （例）人権啓発セミナーの開催	人権政策課
22	企業への幅広い情報の提供 企業の社会的責任を踏まえ、企業内での人権意識の向上を図る取り組みを進めるため、より広く人権の視点を取り入れた幅広い情報提供を行う等の支援を行います。 （例）労働情報やおの発行	労働支援課 八尾市企業人権協議会 八尾商工会議所
23	関係機関との連携による入居差別をなくす啓発の推進 入居が困難な人びとへの支援として、大阪府の「宅地建物取引業人権推進員制度」や「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」を活用し、大阪府と連携して入居差別をなくす啓発を推進します。 （例）大阪あんぜん・あんしん賃貸支援検索システムの情報提供	人権政策課 地域共生推進課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 住宅政策課

2 特定職業従事者に対する人権啓発の推進

先の「人権教育のための国連10年」の取り組みでは、人権教育に関わりの深い職業を特定職業従事者とし、国の行動計画では、公務員、教員、医療関係者、福祉関係者、消防職員や警察職員など地方自治体に関わりのある職種も含めて指定しています。

① 市職員等に対する取り組み

すべての市職員は、人権尊重の社会の実現に深く関わり、どのような業務を遂行するにあたって、人権問題に対する正しい理解と認識を持ち、豊かな人権感覚を身につけていることが必要です。

また、人権行政は、特定の部局のみが実施するものではなく、福祉、教育、医療、住宅、道路整備や消防などすべての行政分野において、すべての市職員があらゆる人びとの状況に配慮し、市民の立場に立って遂行する責任を有しています。

人権研修の内容についても、行政には多くの個人情報が集められるため、市職員はその適正な取り扱いをはじめとした、より高い人権意識を持つことが求められており、八尾市人権施策推進本部と連携して、すべての市職員に対して、幅広い内容の人権研修をカリキュラムに取り入れるなど、研修の充実を図っていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
24	職員研修計画に基づく人権研修の実施 新規採用職員研修や新任時研修など在职年数や職階ごとの研修等、年次計画に基づいて、体系的に人権研修を実施します。また、研修内容を各所属で共有し、認識を深めていくように努めます。 (例) 年次計画に基づく人権研修の実施	人事課

No.	主な取り組み	取り組み主体
25	あらゆる階層の市職員への人権研修の実施 幅広い人権問題をテーマに、職員の意識、資質の向上を図ることを目的として、幹部職員をはじめとしたあらゆる階層の職員を対象に、研修を実施します。 人権に関わる啓発事業等に職員の参加を図るとともに、会計年度任用職員を含むすべての職員が受講しやすい環境整備に努めます。 研修で学んだ内容を業務に活かし、すべての職員が人権尊重の視点で業務を遂行できるように研修の手法・内容について検討し、計画的に研修を実施します。 (例) すべての職員を対象とした人権研修の実施	人権政策課
26	各所属の人権担当者を中心とした職場での人権研修の推進 人権担当者を中心に、職員の人権問題に関する意識の高揚と資質の向上に努めます。 各職場における人権意識の浸透と職員の知識の習得を図るため、職場内における研修内容の周知に努めます。 所属長や人材育成マネジャーと連携しながら、各職場において理解が求められる日常業務に即した人権課題について、職場内研修を実施します。 ※人材育成マネジャー 本市における課長補佐、またはこれに相当する職にある人から、所属長が指名する人で、所属長を補佐し、所属職員の人材育成及び職場環境づくりを行います。 (例) 人権担当者研修の実施	人権政策課
27	専門的で高度な人権知識の習得 人権課題に対しての幅広い情報収集とその認識が高まるよう、外部の専門機関が実施する研修に参加するなど、より専門的で高度な人権についての知識の習得に努めます。 (例) 外部研修への参加	人権政策課
28	障がいのある人の状況に配慮した支援を行うための教育・啓発の促進 「八尾市における障がいを理由とする差別の解消に関する対応要領」に基づき、障がいのある人の状況に配慮した支援を職員が適切に対応できるよう、研修の実施や更なる法制度等の周知に努めます。 (例) 職員研修の実施	障がい福祉課

No.	主な取り組み	取り組み主体
29	外郭団体や指定管理者等への働きかけの促進 市民との関わりの深い業務を担っている外郭団体、指定管理者や窓口業務の受託事業者等へ知識の習得等を目的に研修等の取り組みについて働きかけ、人権意識の高揚を図ります。 （例）外郭団体や指定管理者等への働きかけ	人権政策課

② 福祉関係者に対する取り組み

市民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人、生活困窮者等と接する機会の多い福祉部局の職員、社会福祉協議会職員、民生委員児童委員、社会福祉施設職員等の福祉関係者は、社会的に支援を要する人びととの関わりにおいて、人の生命と健康に関わることが多く、個人の人格の尊重やプライバシーの保護や公正公平な対応など、人権尊重の観点に立ち、利用者の視点から、職務を行うことが求められています。また、虐待やDV（P98）などといった人権侵害を発見しやすい立場にもあり、高度な人権感覚も求められています。

そのため、福祉関係者の人権意識の高揚に向けた研修機会の充実に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
30	福祉関係者への人権啓発の推進 各々の福祉関係者の職務に即し、人間の尊厳や個人のプライバシーなどに配慮した対応ができるよう、受講者のニーズや社会的支援を要する人等の視点を考慮した内容で人権研修の充実を図り、より多くの福祉関係者が参加できるよう努めます。 （例）指定事業者集団指導や地域ケア会議のほか、さまざまな機会での人権研修の実施	福祉指導監査課 高齢介護課 障がい福祉課 こども施設運営課 保育・こども園課 （社福）八尾市社会福祉協議会 八尾市介護保険事業者連絡協議会 八尾市民生委員児童委員協議会 八尾地区更生保護女性会 八尾地区保護司会

③ 保健・医療関係者、消防職員に対する取り組み

保健・医療関係者は、人の生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（P94）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備が不可欠です。そのため、生命の大切さ、人間の尊厳や個人のプライバシーなど患者一人ひとりの人権に配慮した行動が求められ、体制の確立や研修などの実施に努めます。

消防職員は、市民の生命、身体及び財産を守るという活動自体が人権に深い関わりがあるため、業務における具体的な事例を踏まえ、大阪府（消防学校）や関係機関との連携のもと、人権に関する研修の充実に努めます。

また、保健・医療関係者、消防職員は、虐待、DVなど、人権侵害を発見しやすい立場にあり、医療行為等のほかに、人権侵害に対する通報や連絡といった速やかな対応が求められています。

No.	主な取り組み	取り組み主体
31	保健・医療関係者、消防職員への人権啓発の推進 保健・医療関係者、消防職員への人権研修の推進に努めます。 人権侵害に対する速やかな対応が取れるよう体制の整備に努めます。 （例）乳児家庭全戸訪問事業従事者への人権研修	健康推進課 消防本部 市立病院

第3節 地域での取り組み

地域社会には、さまざまな人が住み、いろいろな違う考えや意見があります。本計画では、このような人びとが、互いにふれあいや交流を通じて、人権意識を高めていく場として、また、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に活かしていくことのできる場として地域をとらえます。

今日の地域社会では、近隣との人間関係が希薄になり、地域コミュニティの形成が難しくなっています。地域には、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人や性的マイノリティの人びと、同和問題（部落差別）など、さまざまな人権課題の当事者や複合的な課題を抱え、支援が必要な人びとがともに生活しており、考え方、価値観の違いや偏見に基づく先入観から、相手に対する誹謗や中傷といった人権侵害に発展することがあります。最近では、新型コロナウイルスに関連して、医療従事者やその家族、生活に必需の業務に従事されている方などに対する心無い書き込みや誹謗中傷などの人権侵害も大きな問題となっております。また、災害が起きた際には、高齢者や障がい者、子ども、傷病者や妊婦等、要配慮者の方々の避難時や避難後の生活について、その特性に配慮した食料や日用生活用具・機器の確保や、避難所における占有場所の配置などを考慮する必要がある、人権が尊重された社会を実現するため、地域住民の人権意識を向上させ、地域の力を総合的に高めることが大切です。そのため、地域の活動に今まで参加できていない人びとが自発的に参加し、地域住民とのつながりを持ち、互いに理解して人権教育・啓発活動に携わることができるしくみを考える必要があります。

市民どうしの支えあい、関わりあいの中でさまざまな問題を解決していくことが重要であり、地域の力を一層引き出していくためにも人間尊重をベースにした人権教育・啓発はますます重要になってきています。

1 地域に根づいた人権教育・啓発の推進

① 地域や学校の活動の場を活用した人権教育・啓発の推進

人権が尊重される社会基盤を構築するため、市民の誰もが学び続けることのできる生涯学習の視点に立ち、地域社会において、多様な文化、習慣、価値観等を持つ人びとが互いの違いを認めあい、自分らしく生活できるよう、市民の多様なニーズに応じた学習内容と学習機会の充実を図っていきます。

これからの社会を担う子どもたちには、地域における子どもを中心とした活動だけでなく、地域の祭りやその他のさまざまな活動を活発にする一方で、地域住民が「自分たちの学校」という思いを持って学校と協力しながら子どもに関わる取り組みを行うことが重要です。今日では、学校のさまざまな学習や取り組みの場面に地域の人びとや施設関係者が活躍する機会が増えてきています。今後、こうした取り組みを一層推進することで地域との連携を進めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
32	誰もが参加しやすい学習機会の提供 講座を開催する際には、人権の視点を取り入れ、市民に身近な親しみやすい場所において、誰もが参加しやすい学習機会の提供やバリアフリー（P99）化などの環境整備に努めます。 （例）生涯学習講座の実施	桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター 生涯学習課
33	学校と地域の連携の推進 学校施設などを使い、子どもが安全で安心して活動できる場所（居場所）づくりを地域と連携して推進していきます。 （例）放課後子ども教室の実施	生涯学習課
34	地域活動の場を活用した人権教育・啓発の推進 子どもを中心としたスポーツや文化活動、地域の祭りなど地域活動の場を活用して、世代間交流や多様な体験活動することにより、子どもたちが地域に愛着を持てるコミュニティの形成に努め、人権尊重の考え方が身につくくみを検討します。 （例）放課後子ども教室の実施	生涯学習課

② 地域で活動する団体を中心とした人権教育・啓発の推進

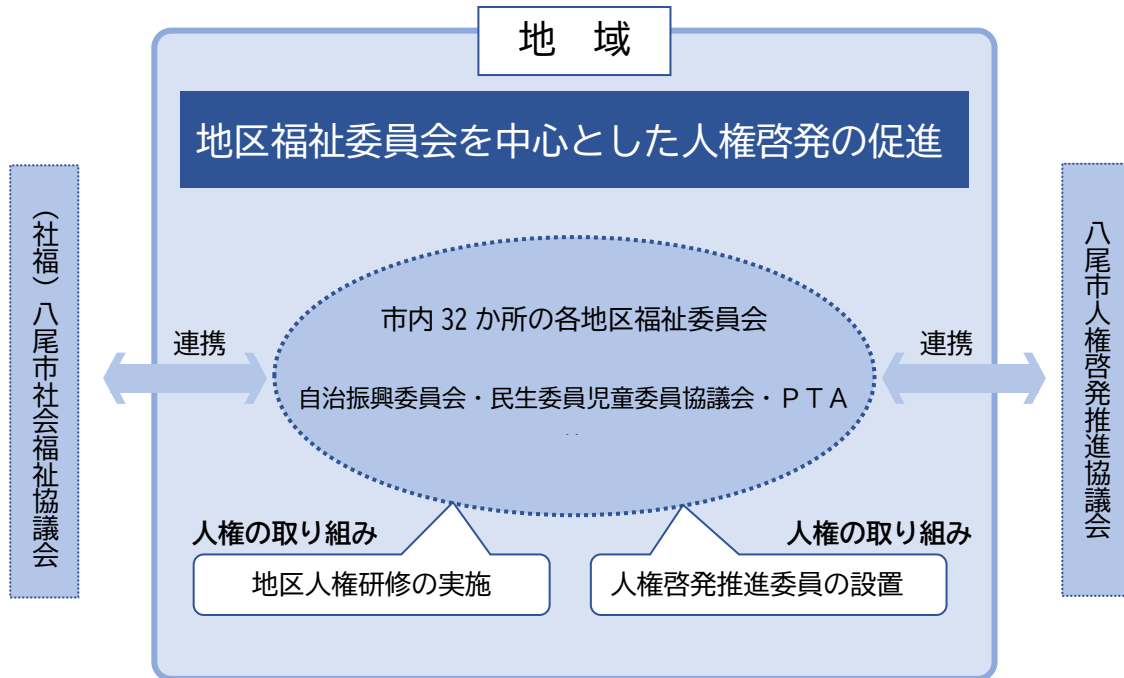
地域における人権啓発の中心組織として、本市の各種分野の団体と地区福祉委員会で構成されている八尾市人権啓発推進協議会があり、草の根レベルで人権啓発活動を進めています。

同協議会は、地域における人権啓発を推進するために各地区福祉委員会ごとに5名の人権啓発推進委員を設置し、地域での人権啓発活動を担っており、地域のさまざまな人権に関わる課題の発見や人権の「気づき」を広めていくためには、身近な場所での人権教育・啓発が不可欠です。今後は、これらの取り組みを身近に感じてもらえるよう、地域活動をサポートできる体制や手法（教材の提供や講師の派遣など）といった具体的な支援に努めます。

また、市内に28ある校区まちづくり協議会などの地域の住民自治組織、福祉団体や社会教育団体等との連携が今後も重要であり、とりわけ地域での核となるべき人材の育成に向けた人権研修会を行い、育成を受けた人が地域への人権啓発活動に活かし、指導者の育成事業等、地域に人権啓発を広めていくことに努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
35	地区福祉委員会を中心とした人権啓発の促進 市内全地域において、八尾市人権啓発推進協議会による人権研修を、地区福祉委員会単位で、地域の実情にあわせたテーマで実施します。その際に、より多くの参加者が得られるように広報、開催方法や研修形式を工夫します。 各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を設置し、地域における自主的な人権啓発を推進します。 (例) 地区人権研修の実施	八尾市人権啓発 推進協議会
36	地域で活動する団体等との連携や支援の推進 地域の住民自治組織や福祉団体等との連携を深め、地域で核となるべき人材の育成や指導者の育成、現代的課題に関する取り組み等の支援に努めます。 (例) 地域内のさまざまな主体での会議の開催	コミュニティ政策 推進課 高齢介護課 生涯学習課

【 図 地区福祉委員会を中心とした人権啓発の促進 】



③ 地域、家庭、学校・認定こども園等の連携の推進

子どもは、成長過程において、家庭だけではなく、地域社会、学校・認定こども園等と関わりながら多くの大人たちに囲まれて生活しています。子どもに対して影響を及ぼしうる一人ひとりの大人が、人権について、とりわけ子どもの人権について理解を深めることが必要であるとともに、子どもも自身の人権や他の人の人権を理解するため、人権を学ぶことが大切です。

また、地域、家庭、学校・認定こども園等が連携できるしくみづくりを進めながら、人権教育を推進する必要があります。その際に、個々の意欲や姿勢に任せるのではなく、各々が一体となって組織的に取り組みを進め、子どもたちの人権が守られ、子どもたちが愛着を持てるような地域を築いていくことが大切です。

そのため、学校・認定こども園等を地域に開放し、保護者との協力関係や信頼関係を築きながら、地域とともに子育て・子育ての取り組みの中で、人権教育・啓発を進めていきます。

④ 子どもも大人も地域で学ぶ人権教育

人権は、それについて学習することも必要ですが、普段の生活や人間関係において人権に気づくことが重要であり、地域や学校等と連携、協働しながら子ども自身が自発的に学ぶ環境を整える必要があります。また、子ども自身が子どもの人権について理解するだけでなく、子どもの人権に対して大人が理解を深めることも大切です。子どもが自立心、命を大切にすることを身につけていくように地域でサポートしていき、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
37	地域の教育活動における人権尊重の視点の導入 地域と学校・認定こども園等が連携して子育てを支える環境を築くため、地域の教育活動の中に、人権を尊重する視点を持って地域の教育力の活性化に努めます。 （例）人権に関連した子ども対象教室等の実施	こども施設運営課 保育・こども園課 生涯学習課 桂青少年会館 安中青少年会館

⑤ 地域における子どものいじめ防止等の取り組みの推進

子どものいじめの問題が大きな社会問題となる中で、「八尾市いじめ防止基本方針」における基本理念において、「いじめの問題は地域社会全体で取り組まなければならない」としており、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者の連携のもと、それぞれの立場からその役割を果たし、一体となっていじめの問題を克服することをめざしています。地域においては、子どものいじめを見逃さないために、いじめを見かけたときは、学校へ通報する等、子どもに寄り添った適切な対応に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
38	地域社会における子どものいじめ防止に向けた取り組みの推進 市、教育委員会、学校、家庭、地域住民やその他あらゆる関係者が連携し、社会全体で子どものいじめをなくす啓発及び広報活動をはじめとする取り組みを推進します。 （例）八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめからこどもを守る課 人権教育課

2 家庭における人権教育・啓発の支援

① 相談窓口の充実

保護者は、誰でも子育てに悩み、孤独感を感じることがあります。また、インターネットなどで育児情報があふれている中で、不確かな情報に惑わされてしまうことがあります。そのため、保護者に対するサポート体制を充実させる必要があります。保護者が気軽に相談し、助言を得ることができるように、八尾市子育て総合支援ネットワークセンターと教育センターを中心とした相談窓口の一層の充実を図るとともに、子どもと保護者が地域で孤立しないように、地域子育て支援拠点と関係機関が連携をしながら、身近な人に気軽に相談できるようなシステムづくりに努めます。

また、認定こども園等は、子育ての知識、経験、技術を蓄積しており、地域における身近な子育て支援の拠点としての役割を果たしていることから、これらの機能を強化するとともに、直接、家庭支援を必要とする家庭を訪問するなど相談機関としての機能の充実に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
39	子どもや保護者の孤立を防ぎ、支援するしくみの充実 子どもと保護者が地域で孤立しないように、身近な人に気軽に相談できるようなシステムづくりに努めるとともに、相談窓口の充実を図ります。 （例）地域子育て支援拠点事業の実施	こども若者政策課 こども総合支援課 こども施設運営課 教育センター

② 保護者への人権教育・啓発の推進

家庭は、地域社会の原点であり、社会規範や倫理観、生命を尊ぶ心を養うなど、子どもの成長にとって重要な役割を担っており、家庭教育は、人間形成を図るための基盤となります。

子どもは、成長していく中で、家庭において、さまざまな場面で親をはじめとする大人の影響を受けます。特に、乳幼児期は保護者自身の人権に対する考え方が子どもに大きく影響します。子どもを一人の人間として認め、保護者自身が子育てに誇りと喜びを実感することが子どもへの人権教育の第一歩であり、日常生活で人権を尊重する態度を子どもに示していく必要があります。そのため、さまざまな場面において、保護者を対象とした啓発活動や人権尊重に対する理解を深める機会を設けていきます。

また、2020（令和2）年4月には児童虐待防止法が改正施行され、親がしつけに際して体罰（P98）を加えることが禁止となりました。体罰は子どもの成長、発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があることが報告されています。この改正は体罰をした親を罰するためではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、体罰によらない子育てを社会全体で推進することを目的としたもので、児童虐待など、子どもへの人権侵害の行為を早期に発見し、子どもとその保護者に適切な支援と、児童虐待防止に向けた教育・啓発に努めます。

さらに、子どものいじめ問題について、いじめを許さない心と態度、家庭の温かな人間関係の中で、思いやりの心や善悪の判断、正義感等を育むために、保護者に対するいじめ防止に向けた教育・啓発に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
40	保護者への人権教育・啓発の推進 保護者が家庭において、人権尊重の視点を持って日常生活や子育てができるよう、人権を学ぶことの大切さを理解し、学ぶ機会を設けます。 （例）人権学習講座の実施	生涯学習課

No.	主な取り組み	取り組み主体
41	保護者どうしのネットワークづくりへの支援 地域子育て支援拠点などを活用して、同じ悩みを持つ親どうしが交流し、情報交換できるネットワークづくりに取り組みます。 (例) 認定こども園及び地域子育て支援拠点における交流事業	こども総合支援課 こども施設運営課
42	子育て支援を通じた人権教育・啓発の推進 地域で活動する人びとのネットワークの強化に努め、支援を行う人も含めた子育て支援活動を通じた人権教育・啓発の推進に努めます。 (例) 地域子育て支援拠点を中心とした地域交流会	こども総合支援課
43	保護者が人権教育・啓発を受ける環境の整備 一時保育や保育場所の整備、開催日時等を工夫するなど保護者が参加しやすい環境整備を行います。 (例) 一時保育サービスの実施	人権政策課
44	児童虐待防止に向けた教育・啓発 児童虐待防止に向けた理解を深めるための教育・啓発に努めます。 (例) 子どもと通告対象家庭への援助方策	こども総合支援課
45	子どものいじめ防止に向けた教育・啓発 子どものいじめ防止等の保護者の役割についての教育・啓発に努めます。 (例) 八尾市いじめ問題対策連絡協議会の開催	いじめから子どもを守る課 人権教育課

3 相互理解と交流の推進

① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進

地域における人権課題として、児童虐待やDV、障がいのある人や高齢者に対する虐待、認知症や8050問題（P98）、ひきこもり（P99）の問題や子どもの貧困、子どもを狙った性的犯罪や子どものいじめ、ヤングケアラー（P101）など、さまざまな課題があげられます。

このような課題を未然に防ぐためには、警戒するだけでなく、地域全体が信頼できる関係をつくり、市民一人ひとりが、人権を尊重し、地域として支えあい、見守りあうことの重要性を認識するなど、地域力を高めることが大切です。ただし、問題が表面化してこないため、地域で見えてこないという問題もあります。問題を可視化させるため、地域における人びとの相互理解

と交流を図り、さまざまな人権課題の解決に向けた取り組みに努めます。

また、社会教育関係団体や各種市民団体、さまざまな人権問題に関するNPO、NGO等との連携を強化し、子ども食堂などの居場所づくりや啓発事業推進のために八尾市人権啓発推進協議会等のネットワークを活用し、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化や発信を図り、地域に根ざした人権尊重のまちづくりを進めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
46	地域で支えあい、見守りあう取り組みの推進 地域における人びとや関係機関のネットワークを活かし、地域全体で、子どもや高齢者などの地域の人権課題に対して、地域での支えあいや見守りあう体制を整備し、問題解決に向けた取り組みに努めます。 （例）地域内のさまざまな主体での会議の開催	人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター コミュニティ政策推進課 龍華出張所 久宝寺出張所 西郡出張所 大正出張所 山本出張所 竹淵出張所 南高安出張所 高安出張所 曙川出張所 志紀出張所 高齢介護課 障がい福祉課 健康推進課 こども総合支援課 人権教育課 （社福）八尾市社会福祉協議会

② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進

地域には外国人市民や障がいのある人、高齢者など多様な人びとが暮らししており、一人ひとりが社会の構成員として共生していくことをめざして、地域の中で互いに交流を進め、互いに理解を深めることが、偏見や差別をなくすことにつながります。特に、人権課題の当事者の人びととの交流を通して、その体験や願いを学び、共感から連帯が育まれることをめざします。そのため、人権課題の当事者の社会参画を支援し、その持つ力を活用し、地域で活躍する場を提供するなど交流を進めていく必要があります。地域での人権研修の取り組みを進めるとともに、人権課題の当事者が地域の活動に参画できるよう人権教育・啓発を進めていきます。

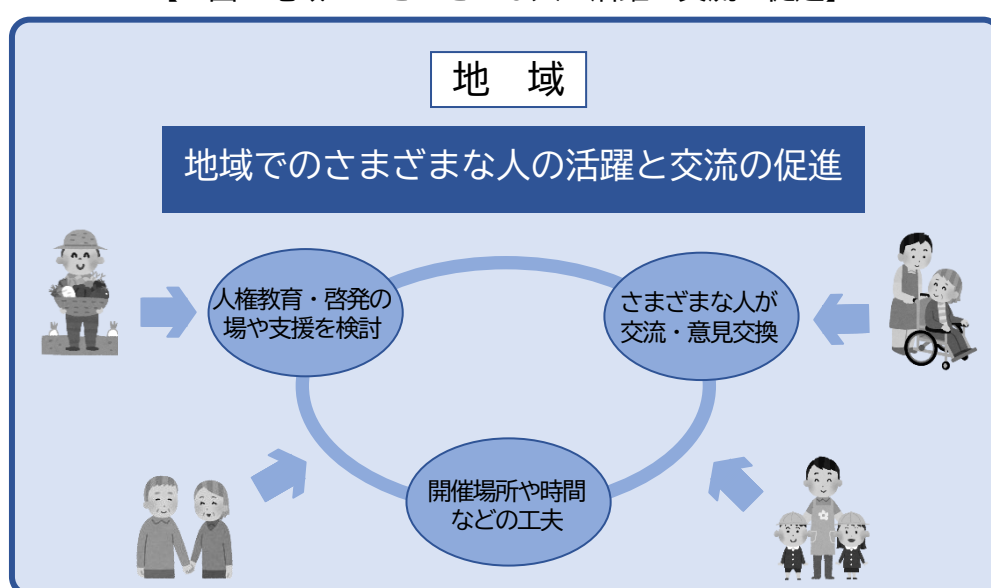
また、「障害者差別解消法」においては、行政や事業者に対し、差別の解消に向けた具体的な取り組みを求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促しています。

本市においても、車いす利用者のために段差に携帯スロープを設けるなどのバリアフリー、筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーションやわかりやすい表現を使った説明をするなどの意思疎通の配慮などの「合理的配慮（P96）」の基本的な考え方の周知や啓発を進めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
47	地域での多様な人の活躍と交流の促進 多様な人が地域で人権教育・啓発に取り組むことができる場やそのための支援について検討します。例えば、さまざまな人が互いに交流し、意見を交換することで、互いの理解を深めることを目的として、身近なテーマで交流会を開催します。その際に、さまざまな立場や社会状況にある市民が幅広く参加できるよう、開催場所や時間などを工夫します。 （例）交流会の開催	人権政策課
48	地域での子育て中の親と子どもの交流の推進 地域子育て支援拠点等を活用し、人権の視点を取り入れて、さまざまな環境にある子育て中の親と子どもが参加交流できる取り組みやサポートを検討します。 （例）地域子育て支援拠点事業の実施	こども総合支援課 こども施設運営課

No.	主な取り組み	取り組み主体
49	法制度等の周知や啓発の推進 地域のさまざまな人の状況に配慮した人権教育・啓発を進めるため、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」のいわゆる差別解消3法をはじめとした法制度等の周知や啓発に努めます。 （例）市政だより、FMチャオ等を活用した周知・啓発	人権政策課 障がい福祉課

【 図 地域でのさまざまな人の活躍と交流の促進】



③ 権利としての人権教育の支援

教育を受ける権利は、「日本国憲法」で保障されています。しかし、同和地区住民や在日韓国・朝鮮人の高齢者や過去に就学免除の適用を受けた障がいのある人の中には、学習機会が制約されたために、文字の読み書きが十分にできないといった課題が、今なお残されています。また、言葉や文字に不自由している中国帰国者や外国人市民においても同様の問題が見られ、識字教室・日本語教室に外国人技能実習生が参加することも増加しています。

このような「よみ・かき・ことば」を必要とする人びとは、就労をはじめとした経済的な問題のほかに、さまざまな市民サービスを受けることが困難な状況にあり、日常生活においても基本的人権を制限されることにつながっています。そのため、人権教育・啓発においては、言葉の壁によって、学習

機会が制限されることがないよう努め、障がいのある人や同和地区出身者など教育の機会が保障されなかった人びとに学習の機会を提供することが求められています。

本市においては、「よみ・かき・ことば」を必要とする市民を対象に、識字教室・日本語教室を継続的に開催し、内容の充実に努めるとともに、生涯学習の基礎となる「よみかき」に関わる力の向上を図ってきました。

今後も「よみ・かき・ことば」は、人権を保障するために欠かすことのできないものであるため、関係機関と連携しながら、それぞれのニーズに応じた識字や日本語学習の機会を提供します。

No.	主な取り組み	取り組み主体
50	識字教室・日本語教室の実施 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民に対し、個人のニーズに応じた学習機会の提供に努めます。 （例）識字教室・日本語教室の実施	生涯学習課 （公財）八尾市 国際交流センター

④ 多文化共生と国際交流の推進

本市では、2020（令和2）年10月1日現在で韓国・朝鮮、ベトナム、中国、フィリピンなど58か国にのぼる国籍の外国人市民が、地域社会の構成員として、ともに生活しています。

このような社会では、誰もが民族、文化、価値観、生活様式等が異なる隣人を持ち、ともに社会の中で暮らす可能性があります。また、近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥するヘイトスピーチが社会的に大きな問題となっており、2016（平成28）年にはヘイトスピーチ解消法が施行されました。それぞれのコミュニティが交流し、文化を学び理解しあうことで、他の国籍や民族に対する偏見や先入観、固定観念を払しょくし、互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていくことが重要です。

日本人と外国人が互いに異なる文化、歴史、風俗、伝統や慣習にふれることは、意識を変革し、多様性（ダイバーシティ）を認めあうことにつながるため、「一人ひとりのちがいを大切に」を視点とした多文化共生社会への理解を通じて、人種、国籍、性別、年齢など個性を尊重する取り組みを進めます。

（公財）八尾市国際交流センターでは、国際交流や国際理解のほか、外国人市民への支援などさまざまな事業に取り組んでいます。また、地域におい

ては、八尾国際交流野遊祭の開催など、外国人市民と地域住民との交流が促進されており、地域で生活する外国人市民が増加している中で、多様性（ダイバーシティ）を認めあい、外国人市民が地域社会の一員として、参加できるまちづくりがより一層求められています。

多様な啓発活動の担い手である市民団体や企業、NPO、NGO等と連携しながら、市民の国際理解や交流を促進するとともに、人種や民族に対する偏見をなくし、多文化共生社会の実現に向けて、豊かな人権感覚の醸成につなげていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
51	一人ひとりの違いを大切にした多文化共生の推進 国籍、民族、文化などの違いを尊重し、互いから学びあい、ともに生活できる多文化共生の取り組みを進めます。 （例）八尾市国際交流センターにおける事業	人権政策課
52	外国人市民と地域住民の交流の促進 市民団体、企業、NPOやNGO等と連携し、外国人市民と地域住民の交流を促進することで、国際理解を深め、互いの価値観や人権を尊重する意識や感覚を育てていきます。 （例）在住・滞在外国人と市民との交流会の実施	人権政策課 （公財）八尾市国際交流センター
53	外国人市民の地域社会への参画の推進 外国人市民に対する市政情報や地域情報の発信を行い、地域社会の一員として参画できるしくみづくりについて検討し、多文化共生社会の実現に努めていきます。 （例）多言語情報誌の発行	人権政策課

4 市民団体や研究機関による活動の促進

本市における人権教育・啓発に関わる団体として、市民団体、企業、NPO、NGOや研究機関など多くの団体が活動しています。

例えば、八尾市人権啓発推進協議会は、本市の人権啓発を推進する代表的な団体として、地区福祉委員会と各種団体から組織され、各種啓発活動等、市民に身近なところで人権意識を浸透させるうえで非常に大切な役割を果たしています。また、地区福祉委員会では人権啓発推進委員の設置や、地区単位での人権研修の定期的な開催等に取り組んでいます。

八尾市企業人権協議会は、本市における企業の自主的な人権啓発組織として、就職差別をなくし、差別のないまちづくりの実現に寄与するために企業等への啓発活動を実施しています。

(社福)八尾市社会福祉協議会は、2013(平成25)年3月に、市と一体的に「第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、福祉分野における人権尊重の取り組みを進めています。(第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、2021年(令和3年)3月に計画期間を満了するため、現在、第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画を策定しています。)

(一財)八尾市人権協会は、本市における人権施策の推進に協力し、人権尊重の社会づくりに貢献することを目的として、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組み、人権学習教材や啓発冊子の作成、じんけん楽習塾の開催のほかに、行政機関と民間機関との協働の推進など行政と協力しながら活動しています。

世界人権宣言八尾市実行委員会は、「世界人権宣言」の精神を広めるためのネットワークとして組織され、八尾市人権啓発推進協議会のほか、NPO、NGO等の多様な人権課題に関わる民間団体が加盟し、相互の連携をより一層深めながら、八尾市・八尾市教育委員会と共催でひゅーまんフェスタを開催するなど、市民と協働で人権尊重のまちづくりに取り組んでいます。

このほか、さまざまな分野で多くの団体により人権に関わる取り組みが行われています。今後も、これらの市民団体による活動を支援し、連携を図りながら、市民の主体的な人権教育・啓発を推進していきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
54	市民団体による地域活動をサポートする体制や手法の検討 八尾市人権啓発推進協議会をはじめとした各種団体の地域活動をサポートする体制や具体的な手法（教材の提供や講師の派遣など）を検討します。 （例）地区人権研修等の実施	人権政策課
55	市民団体による活動の支援と連携の促進 市民団体などの人権啓発活動を広く市民に周知し、その活力やアイデアを取り入れるなど連携を図りながら、人権教育・啓発活動を推進します。 （例）（一財）八尾市人権協会や（社福）八尾市社会福祉協議会との連携	（一財）八尾市人権協会 （社福）八尾市社会福祉協議会 世界人権宣言 八尾市実行委員会 八尾市企業人権協議会 八尾市人権啓発推進協議会等

第6章

人権教育・啓発を進めるために

本章においては、「第5章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の取り組みを効果的かつ計画的に進めるための具体的な手法を示します。

計画を効果的に推進するために、市民、行政、さまざまな機関が協働して、あらゆる場面で、「第4章 基本理念」を踏まえ、「まちづくり 人にやさしく 人がやさしく」の基本理念を実現するため、豊かな人権文化に満ちた人権を尊重するまちづくりをめざします。

1 総合的かつ効果的な推進体制の充実

① 総合的な情報提供の推進

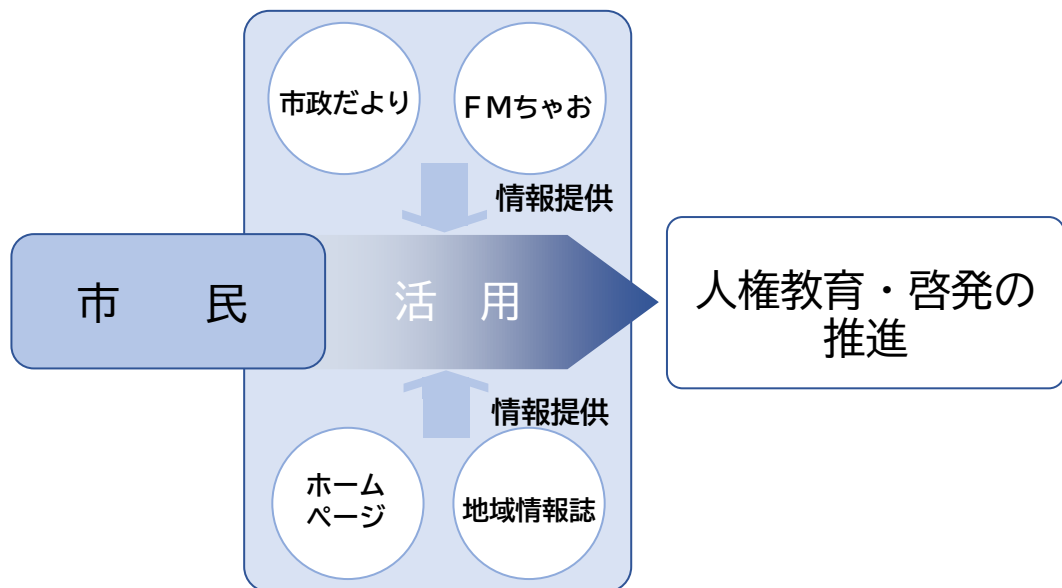
人権に関する学習機会や学習教材の積極的な活用を図るため、市内の各施設が、独自に情報発信するのではなく、イベントの開催、人権啓発資料の配布や情報誌の発行などの人権啓発情報発信の拠点として、市民に伝わる効果的な情報提供を進めていきます。

また、ホームページなどのインターネットを積極的に活用する等、市民がいつでも、どこでも必要な情報を取り出し、活用できるような総合的な情報提供を進めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
56	総合的な人権学習情報の収集と提供 民間団体や市民活動等による人権学習に関する講座、イベントやセミナー等の情報を収集・整理します。 そして、市政だより、FMちゃお、地域情報誌やホームページ等を活用して、積極的に広く市民に情報提供します。 また、ホームページの内容の充実を図ります。 (例) ホームページでの周知や情報提供	人権政策課 桂人権コミュニティセンター 安中人権コミュニティセンター (一財) 八尾市人権協会 世界人権宣言 八尾市実行委員会

No.	主な取り組み	取り組み主体
57	効率的な人権学習の推進 地域での講座や研修会等の開催にあたり、人権学習教材や講師紹介といった啓発活動を支援するメニューづくり、ハンドブック等の整備や映像の提供など、市民が積極的かつ効率的に人権学習を進めることができるように支援します。 （例）人権学習教材や講師紹介	人権政策課 （一財）八尾市 人権協会
58	情報を得ることが困難な人への配慮 啓発冊子や情報誌、ホームページについてはわかりやすい表現を使い、ふりがなや多言語での対応、点字版、音声版の作成等について研究を行います。また、インターネット等が使えず、情報を得ることが困難な人びとに対し、配慮した情報提供を行います。 （例）啓発冊子・情報誌等のふりがな、多言語対応、点字版	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課

【 図 総合的な人権学習情報の収集と提供 】



② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の検討

人権教育・啓発にかかる情報提供のあり方とともに、効果的に人権教育・啓発を進めるにあたっては、その手法の検討が何よりも重要となっています。

人権研修のイメージである「堅苦しい」、「難しい」を払しょくし、「無関心」や「他人事としてとらえる」ことをなくすため、今後も参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入、活用しやすい教材の提供、参加しやすい環境づくりなど、人権教育・啓発がより効果的に行われるよう具体的な手法について検討します。

No.	主な取り組み	取り組み主体
59	人権に関する法律、条例や計画等の啓発 さまざまな人権課題の解決を図るために、関係する法律、条例や計画等の啓発に努めます。 （例）市政だよりでの周知、啓発	人権政策課 人権教育課
60	参加体験型学習をはじめとする学習手法の導入 従来の人権研修のイメージである「堅苦しい」、「難しい」を払しょくするため、参加体験型学習などの学習手法の導入などを積極的に推進し、多くの人が研修にふれる機会をつくります。 （例）交流会の実施	人権政策課 （一財）八尾市 人権協会
61	多様な媒体を活用した学習手法の導入 インターネットやDVD等の映像など多様な媒体を活用した効果的な学習方法について検討します。 （例）人権啓発用DVDの貸出し	人権政策課
62	人権課題の当事者の体験や願いから学んだ研修の実施 人権に関わる差別を受けた体験談など人権課題の当事者の声を聞けるような機会を設け、共感を通じて、人権問題を自らのこととしてとらえられるような取り組みを進めます。 （例）交流会の実施	人権政策課
63	啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行 啓発パンフレットやリーフレット等の計画的、継続的な発行に努め、身近な事例をとりあげた学習教材の作成など、地域での人権学習の推進に努めます。 （例）人権協ニュース「あかり」の配架	人権政策課

No.	主な取り組み	取り組み主体
64	個人の特性に応じた企画の設定 人権に対する理解は個人によって異なることから、年齢や生活スタイルなどその特性に応じた効果的な方法によって、講演会や研修等を開催し、充実を図ります。 （例）人権啓発セミナーの実施	人権政策課
65	人権教育・啓発を受けるための環境整備の推進 市民が研修等を受ける際に、手話通訳や要約筆記などの必要な支援を行うなど、環境の整備に努めます。 （例）手話通訳や要約筆記の実施	人権政策課
66	学校や企業等に属していない層への人権教育・啓発 人権教育・啓発の取り組みが市民全体に浸透していくために、学校や企業等の組織に属していない層や次世代の若者に対して、どのように情報を伝え、人権問題に対する正しい認識を広めていくか、その方策を検討します。 （例）人権啓発セミナーの実施	人権政策課
67	研修内容のフィードバックの推進 研修を受講した市民が家庭や地域で、また、研修を受講した職員が各々の職場で、研修内容を理解し、周囲に伝達できるよう努めます。 （例）各イベント参加者へのフィードバックについてのアナウンス	人権政策課
68	地域のコミュニティづくりを通じた情報伝達 高齢者や子育て家庭など、人権教育・啓発に関する情報の入手や参加が困難である人びとに、情報を伝えるしくみを考えるなど、地域のコミュニティづくりを通じた情報伝達手段を検討します。 （例）地区人権研修の実施	人権政策課
69	人権教育・啓発センター機能の充実 市民活動の活性化や連携をより一層深めるため、人権に関わる情報発信、活動の場の提供、教材の提供や人材の育成などを集約する人権教育・啓発センター機能の充実に向けて取り組みます。 （例）交流会を通じた参加者同士のネットワークづくり	人権政策課 （一財）八尾市 人権協会

③ 指導者の育成

人権教育・啓発を効果的に推進するには、その手法とともに、教育・啓発を推進する指導者の育成が欠かせません。人権教育・啓発は、子どもから高齢者までの幅広い年齢層とさまざまな立場の人を対象とし、生涯にわたる長期的な取り組みが求められているため、身近なところで活動する指導者の役割は重要です。

これまで、地域における指導者として各地区福祉委員会に人権啓発推進委員を選任し、各委員が地域の人権研修の推進役として活動してきました。また、本市においては、各職場に人権主担者を配置し、職場の人権研修の企画や実施に取り組んできました。

今後は、地域での人権教育の企画や実践を担う人や、参加体験型学習をリードするファシリテーター（P99）など、さまざまな人権教育に関する指導者の育成とその活躍が求められています。そのため、人権教育・啓発に関わる分野で活動し、専門的技術を持っている（一財）八尾市人権協会、NPOなどの民間団体、大阪府や他の市町村だけでなく大学などの専門的な研究機関との協力や連携を強化し、学校、職場や地域など生活のあらゆる場において中心的役割を担う人材育成に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
70	学校、職場や地域における人材育成の推進 地域における人権啓発推進委員や行政の人権主担者など、学校、職場や地域における人権啓発の中心的役割を担う人材の育成を行い、その資質の向上に向けてさらなる研修内容の充実を図っていきます。 （例）人権主担者研修の実施	人権政策課 人権教育課 八尾市人権啓発推進協議会
71	指導者の育成 （一財）八尾市人権協会等と連携しながら、研修会の実施等、人権教育・啓発の企画や実践を行う人、指導するリーダー、ファシリテーター、活動経験や専門的な知識を有する人材など、人権教育・啓発を担う指導者の育成に努めます。 （例）人権啓発推進委員養成研修の実施	人権政策課 （一財）八尾市人権協会

④ 市民との協働

「八尾市人権尊重の社会づくり条例」では、市の役割として人権施策の推進を義務づけ、一方で、市民の役割として「市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする」と定めています。つまり、人権尊重のまちづくりを担うのは地域に暮らす市民にほかなりません。

また、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」に基づき、パートナーシップ（P98）のまちづくりを進め、市民・企業・行政が協働していくには、市と市民が目的を共有し、それぞれに果たすべき守備範囲を自覚して、相互に自立しつつ対等な関係で協力することが求められ、市民ができることと行政が行うことを見極め、市民と行政がともに取り組むべき課題を検討する必要があります。

本計画の策定においても、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会を開催し、人権に関わる地域のさまざまな市民が参画し策定を行ってきました。この計画を推進するうえでも、市民と行政が協働で、市民に身近なところで、いつでも誰でも参加できる人権教育・啓発を推進します。

No.	主な取り組み	取り組み主体
72	市民と行政の協働による研究・検討 地域で暮らしている人権課題の当事者をはじめとした市民の参画を推進するとともに、市民と行政が協働で、人権教育・啓発について研究・検討する場として、定期的に交流会を開催し、より一層の充実に努めます。 （例）交流会の実施	人権政策課

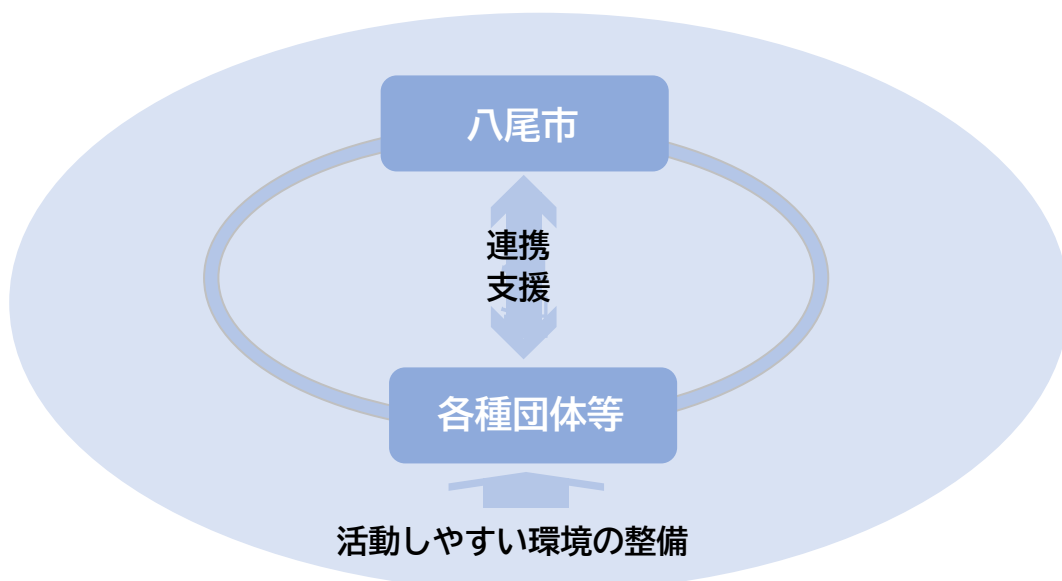
⑤ 各種団体等との連携

NPO、NGO等の民間団体による市民の自発的な活動は、多様化する市民ニーズに対応し、行政だけでは必ずしも十分とはいえない分野できめ細かいサービスを提供するなど、これからの地域社会を築くうえで大きな役割を果たすものと考えます。民間団体の中には、人権尊重の理念を広める活動や人権侵害に対する支援活動を行う団体もあり、その知識や経験を活用することによる効果が期待されるため、世界人権宣言八尾市実行委員会のネットワークを活用するほか、これらの団体が活動しやすい環境の整備に努める必要があります。

今後は、地域における人権教育・啓発を推進するには、八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究会や八尾市在日外国人教育研究会などの各種団体が展開する自主的な活動に対する支援や連携を強化し、協働で全市的に取り組みを進めていきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
73	各種団体等との連携の推進 国や府などの支援にかかる情報の提供など活動しやすい環境の整備に努めるとともに、NPOやNGO等の民間団体、（一財）八尾市人権協会や各種団体等と連携しながら取り組みの推進に努めます。 （例）（一財）八尾市人権協会や各種団体等との連携	人権政策課 労働支援課 人権教育課

【 図 各種団体等との連携の推進 】



⑥ 国・大阪府・他の市町村との連携

人権教育・啓発がより効果的で広範な取り組みとなるよう、大阪府市長会と連携して国への要望を行うとともに、国、大阪府や他の市町村と、大阪人権行政推進協議会などを通じて、連携と協力体制の強化に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
74	国・大阪府・他の市町村との連携の推進 大阪府や他の市町村とは、大阪人権行政推進協議会などを通じて、関係機関との連携・協力体制を強化していきます。 （例）大阪人権行政推進協議会等との連携	人権政策課

⑦ 庁内推進体制の充実

これまで、本市の人権に関わる庁内推進体制としては、八尾市人権施策推進本部をはじめ、その他、各課題別の推進体制を整備し、取り組みを進めてきました。

今後も、あらゆる施策の展開において、人権尊重の理念を取り入れた総合行政の推進に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
75	八尾市人権施策推進本部での庁内横断的な施策の推進 計画を効率的かつ効果的に展開するため、八尾市人権施策推進本部において、より一層の情報共有を図るとともに、総合行政として人権施策の推進に取り組みます。 （例）人権施策推進本部の開催	人権政策課

2 進行管理と評価の実施

① 定期的な効果測定の実施

本計画における具体的な取り組みについて、その効果を定期的に測定します。

No.	主な取り組み	取り組み主体
76	人権に関する定期的な調査の実施 行政施策全般に対する調査等において、人権に関する調査項目について市民意識の推移を把握します。 また、定期的に「人権についての市民意識調査」等を実施し、市民や人権課題の当事者の意識の把握に努めます。 (例) 人権についての市民意識調査の実施	政策推進課 人権政策課
77	各種事業における利用者アンケートの実施 各種事業において、アンケート調査を実施する等、積極的に市民ニーズの把握に努めます。 (例) イベント参加者へのアンケート調査の実施	人権政策課 人権教育課 生涯学習課
78	人権相談事例の分析を通じた実態把握 人権相談をはじめとする各種相談事例から明らかになった人権課題の背景や要因等を分析・整理し、その結果を人権教育・啓発に活かしていきます。 (例) 人権相談の実施	人権政策課 高齢介護課 障がい福祉課 こども総合支援課

② 進行管理と評価の充実

本計画の推進にあたっては、目標年次において目標に到達できるよう、その進捗状況を把握し、点検及び評価していく必要があります。また、人権施策を総合的に推進するためには、取り組みの実績を把握するだけでなく、どのような成果があったのか、そして、どのような課題があるのかを分析したうえで、評価するしくみづくりを検討していきます。

No.	主な取り組み	取り組み主体
79	進捗状況の把握 本計画の推進にあたっては、その進捗状況を毎年把握し、八尾市人権尊重の社会づくり審議会に諮ります。また、取り組み事業の点検を行い、必要に応じて取り組み内容の見直しを行います。 （例）第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進捗管理の実施	人権政策課
80	人権に関する取り組みの評価のしくみづくりの検討 人権に関する取り組みの成果を把握し、客観的に市民にわかりやすい形で評価するしくみづくりを検討します。 （例）第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）の進捗管理の実施	人権政策課



用語解説

<あ行>

○アウトティング

性的マイノリティをはじめ、社会的背景を持つ人たちの公にしたい秘密を本人の了解を得ずに暴露し、言い広めることをいいます。

○いじめ

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

○インクルーシブ

「包み込む」「包含する」という意味で、障がいのある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障がいのある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

○インフォームドコンセント

医療従事者（特に医師）が患者に対し、診療の目的・内容を十分納得できるように説明し、同意を得たうえで治療することをいいます。

○SDGs（持続可能な開発目標）

Sustainable Development Goals の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と読みます。2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国際社会共通の目標です。

○ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れます。学童期の子どもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されています。

○LGBT

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、そして、性別違和を含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人びとを意味する頭字語です。

LGBTという言葉は性の多様性と性のアイデンティティからなる文化を強調するものであり、性的マイノリティと同一視されることも多いですが、LGBTの方がより限定的な概念です。

○LD（学習障がい）

1999（平成 11）年7月の文部省（文部科学省）調査研究協力者会議の報告書では、「学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさします。学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義されています。

○エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく生きていく社会をめざす中で、文化的、社会的、政治的、経済的状况などを変えていく力を持つことや、人との関わりから本来持っている生きる力を取り戻し、自ら個性を発揮することをいいます。

<か行>

○CAPプログラム

CAP（キャップ）とはChild Assault Preventionの頭文字をとったもので、子どもへの暴力防止を意味します。子どもがいじめ、誘拐、性暴力、虐待、体罰や痴漢などのさまざまな暴力から、自分の心と体を守ることを目的とする大人と子どもへの暴力防止のための予防教育プログラムです。

○合理的配慮

障がい者が他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、または過度の負担を課さないものをいいます。

○国連持続可能な開発のための教育の 10 年

国連において、2005（平成 17）年から 2014（平成 26）年までを「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定されました。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現をめざしています。

○婚外子

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいいます。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」といいます。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止しています。なお、2013（平成 25）年 12 月 5 日、民法の一部を改正する法律が成立し、婚外子の相続分が嫡出子の相続分と同等になりました。

○コンプライアンス（法令遵守）

一般的に「法令遵守」の意味で用いられ、法令や諸規則、企業倫理等のルールを守ることをさす言葉として使われることが多いです。

<さ行>

○自閉症

自閉症は「1. 対人関係の障がい」「2. コミュニケーションの障がい」「3. パターン化した興味や活動」の 3 つの特徴を持つ障がいで、生後まもなくから明らかになります。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障がいという呼び方もされています。自閉症の人びとの半数以上は知的障がいを伴い、症状が重い人では合併が多くなります。残りの約 3 割は知能には遅れがない、高機能自閉症と呼ばれる人びとです。言語を獲得して学業成績がよい場合もありますが、人との会話は苦手です。児童期・青年期には注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、てんかんを合併しやすいことが知られています。

○情報モラル

情報社会での適正な活動を行うための基になる考え方と態度をいいます。

○情報リテラシー

情報を使いこなす能力で、パソコンの操作だけでなく、氾濫する大量の情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力（情報の利活用能力）をいいます。

○ステップファミリー

子どもを持った男女の離婚・再婚によって生じてくる血縁関係のない親子関係・兄弟姉妹関係を内包して成立している家族のことをいいます。

○性的指向・性自認

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念で、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）をさします。

性自認（Gender Identity）とは自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。

性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI（ソジ）」という用語もあります。

○セクシュアルハラスメント

相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」と呼ばれています。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛に感じて業務に専念できないことなどがあります。また、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が男性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。

<た行>

○体罰

「言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた」、「友達を殴ってケガをさせたので、同じように子どもを殴った」など親がしつけのためだと思っても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的に与えることは、どんなに軽いものであっても体罰に該当します。ただし、「道に飛び出しそうな子どもの手を掴む」など子どもを保護するための行為や「他の子どもに暴力を振るうのを制止する」など第三者に被害を及ぼすような行為を制止する行為は、体罰には該当しません。

○デートDV

恋人どうしの中で起こる身体的、精神的、性的、経済的な暴力のことをいい、10歳代、20歳代といったとりわけ若い世代において身近な問題となっています。

○ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

<な行>

○ニート

“Not in Employment, Education or Training”の頭文字をとった略称。15～34歳の非労働力人口（仕事をしていない、また、失業者として求職活動をしていない人）のうち、家事も通学もしていない人をいいます。

<は行>

○パートナーシップ

協働、協力という意味で、関係者が連携・協力することで単独では実現困難な目的を効果的に達成しようとするしくみをいいます。

○8050問題

「8050（はちまる・ごうまる）問題」といい、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同一世帯で生活していることで顕在化している生活課題をいいます。

○発達障がい

発達障がいはいくつかのタイプに分類されており、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、チック障がいなどが含まれます。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しています。同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくなく、そのため、同じ障がいがある人どうしても、まったく似ていないように見えることがあります。個人差がとても大きいという点が、特徴といえるかもしれません。

○パラアスリート

「パラスポーツ」とは、障がいのある人たちが行うスポーツのことで、パラリンピックで行われる競技などで活躍するアスリートのことをいいます。

○バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁（バリア）の除去と、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）の除去という二つの意味があります。

○パワーハラスメント

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉です。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

○ひきこもり

さまざまな要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職員を含む就労、家庭外での交遊）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしてもよい）を示しています。

○ファシリテーター

単なる司会、進行役ではなく、話し合いを「容易にし、促進する」役割を担い、グループの中の一人ひとりが持っている豊かな経験・アイディア・意見を「引き出し」、皆が等しく参加できるようにする人のことをいいます。ファシリテーターは、そうした全員参加型の話し合いを通して、一人ひとりが自らの生き方・あり方との関連で何かを「発見」し、「気づき」をもたらすことを可能にする役割を担っています。

○部落地名総鑑事件

全国の同和地区の地名、所在地などが一覧として記載された差別図書の存在が、1975（昭和 50）年に一通の投書により判明したものです。主に就職や結婚などに際して同和地区出身者を排除するために、企業等多くの団体が購入していたことがわかり、大きな社会問題として取り組みが進められました。

○フリーランス

会社や組織に所属することなく、個人で仕事を請け負う働き方のことをいいます。

○ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における男女間の参画機会の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、参画の機会を積極的に提供することをいいます。

○本人通知制度

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本など（以下「住民票の写しなど」という。）を代理人や第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。これは、住民票の写しなどの不正取得による個人の権利侵害を防止することを目的としており、八尾市では、2013（平成 25）年 8 月 1 日より実施しています。

<ま行>

○マイナンバー制度

2013（平成 25）年 5 月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）に基づく制度です。マイナンバーは、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。

○マタニティハラスメント

職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせをさす言葉です。略称「マタハラ」と呼ばれています。妊娠・出産に伴う労働制限・就業制限・産前産後休業・育児休業によって業務上支障をきたすなどという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせを行う行為のことをさします。妊娠中に嫌がらせによる流産の危険性もあり、男女雇用機会均等法、育児介護休業法や労働基準法に違反する場合も多々見受けられます。

○見た目問題

事故や病気で顔や身体が変形、欠損、やけど、脱毛や麻痺など「見た目」に症状がある人たちが、他人からじろじろ見られたり、心ない言動に傷つけられたりするなど日々ぶつかる問題をいいます。

○モラルハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、働く人間の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人間が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることをさす言葉です。略称「モラハラ」と呼ばれています。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

<や行>

○ヤングケアラー

介護・看護が必要な家族のために大人が担うようなケアの責任を受け、家事や家族の世話、感情面のサポートも行っている子どもや若者のことをいいます。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けているなど保護が必要な子どもと、その保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う場として、児童福祉法に基づき設置する機関です。

<ら行>

○リベンジポルノ

元交際相手や元配偶者の性的な写真・動画などを、インターネット上で不特定多数の人に公開する嫌がらせのことをいいます。



参考資料

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 年法律第 147 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情

を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

八尾市条例第 11 号

八尾市人権尊重の社会づくり条例

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下の平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が侵害されている現実がある。

すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重することが大切である。

私たちは、ここに、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第4条 市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。

(人権尊重の社会づくり審議会)

第5条 人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を聴くため、八尾市人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第3条の規定は、市民に対し強制するものと解釈してはならない。

3 本条例各条の適用にあたっては、市議会の議論を踏まえ、常に行政の自主性を堅持するとともに、公正中立及び透明性の確保を図り、財政負担の均衡に努めるものとする。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 34 年八尾市条例第 195 号）第2条の規定に基づき、八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、総合的かつ計画的な人権教育・啓発を推進するための計画策定についての調査、審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募の市民
- (3) 人権関係団体から選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から当該年度の末日までとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(ワーキング部会)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会にワーキング部会を置くことができる。

2 ワーキング部会の委員は、審議会に属する委員のうちから会長が指名する。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、人権文化ふれあい部人権政策課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員名簿

	お 名 前	所 属 等
◎	上 田 健 介	近畿大学大学院法務研究科教授
○	靄 原 隆 司	八尾市人権教育研究会
	李 福 美	(一財)八尾市人権協会
	水 口 信 弥	八尾市企業人権協議会
	竹ノ株 宏美	八尾市人権啓発推進協議会
	伊 賀 滋	公募市民
	伊 藤 孝 夫	公募市民
	金 洋 子	公募市民
	高 木 吉 久	公募市民
	朴 洋 幸	公募市民
	八野 美智子	公募市民
	福 井 啓 仁	公募市民
	堀 孝 也	公募市民
	安木 三喜男	公募市民

◎会長 ○副会長

(敬称略・公募市民委員は 50 音順)

第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版） 策定経過

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会

第1回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2020（令和2）年7月28日）

◇会長・副会長の選出

◇八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会の進め方

○計画策定の方向性、審議会・ワーキング会議のスケジュールを確認しました。

○令和元年度「人権についての市民意識調査」結果から見える課題、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」の進捗状況について確認しました。

第2回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2020（令和2）年11月17日）

◇「（仮称）第2次八尾市・人権教育・啓発プラン（改定版）」（素案）について

○ワーキング部会で出された意見と改定版への反映箇所について確認しました。

第3回八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会（2021（令和3）年2月26日 書面開催）

◇市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果について

◇第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）（案）について

○市民意見の計画への反映について検討しました。

○概要版について検討しました。

八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会ワーキング部会

ワークショップ形式で検討を行いました。

第1回プラン策定審議会ワーキング部会（2020（令和2）年7月28日）

◇ワーキング部会の進め方について

【ワークショップ形式】



○ワーキング部会の進め方について、事務局より説明を行いました。

○以下のことを目的にワークショップ形式で開催しました。

- ・ワークショップの形で、世界人権宣言について考える機会とする。
- ・生活の中で感じる人権課題について意見を出し合う。

第2回プラン策定審議会ワーキング部会（2020（令和2）年8月26日）

◇学校、職場、地域における人権教育・啓発の課題・手法について

【ワークショップ形式】



○ワークショップ形式により、3グループに別れて、「学校、職場、地域における人権教育。啓発の課題・手法」について検討しました。

○グループごとに発表しました。

第3回プラン策定審議会ワーキング部会（2020（令和2）年9月28日）

◇学校、職場、地域における人権教育・啓発について



○ワークショップ形式により、「学校、職場、地域」の3グループに別れて、意見の計画への反映について検討しました。

○グループごとに発表しました。

第4回プラン策定審議会ワーキング部会（2020（令和2）年10月28日）

◇計画素案について【ワークショップ形式】



○ワークショップ形式により、第1章から第4章、第6章について意見交換し、計画への反映について検討しました。

○ワークショップ形式により、「学校、職場、地域」の3グループに別れて、意見の計画への反映について検討しました。

人権についての市民意識調査の実施

「第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」の策定にあたり、基礎資料とするため、市民の人権についての意識や行動、意見等をアンケート調査しました。

調査期間 2019（令和元）年10月1日～10月15日

パブリックコメントの実施

「第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」について、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。

意見募集期間 2020（令和2）年12月4日～2021（令和3）年1月5日

提出人数 2人

意見件数 4件

**第2次八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）
～まちづくり 人にやさしく 人がやさしく～**

2021（令和3）年3月発行

編集・発行：八尾市人権文化ふれあい部人権政策課

〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号

T E L 072-924-3830

F A X 072-924-0175

E-mail jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R2-266

「表紙絵 提供 小田 愛理さん」

「裏表紙絵 提供 李 ぽんみさん」

